

文部科学省

末松 信介 文部科学大臣 殿

令和5年度

特別支援教育関係予算等に関する要望

令和4年7月

全国特別支援教育推進連盟

理事長 宮崎 英 憲

〒170-0005  
東京都豊島区南大塚3丁目43-11  
全国心身障害児福祉財団ビル7階  
TEL・FAX 03-3987-1818  
Email : suishinrenmei@nifty.com

# 令和5年度予算に対する文部科学省への重点要望事項

## I 幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化に対応した教育の充実

- 1 就学前から学校卒業後まで切れ目のない特別な支援が必要な幼児児童生徒に対する、教育・福祉等の関係機関が連携した支援体制整備の推進
- 2 複数の障害を対象とした特別支援学校の教育の充実
- 3 特別支援学級、通級指導教室の教育の充実及び障害に応じた教育内容・方法の改善・充実
- 4 地域における特別支援教育等に関する乳児期からの早期相談体制整備（早期支援コーディネーターの特別支援学校等配置）の推進
- 5 小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒、小・中学校及び高等学校において通級による指導が行われている児童生徒について個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成義務化に対する周知徹底
- 6 特別支援学校の教室不足の解消
- 7 文部科学省と厚生労働省による「家庭と教育と福祉の連携『トライアングルプロジェクト』」のより一層の推進による学校と支援事業所等との連携強化

## II 新学習指導要領、インクルーシブ教育システム構築等に向けた対応

- 1 新学習指導要領の本格実施に向けた周知徹底
- 2 特別支援教育の充実に向け、特別支援教育コーディネーターの早急な専任化
- 3 通級指導を担当する教師をはじめとする、特別支援教育の充実のための教職員定数の改善
- 4 医療的ケアの円滑な実施のための看護師、PT, OT, ST等の専門家、合理的配慮コーディネーター、早期支援コーディネーター、就労支援コーディネーター等の人的配置に係る財源措置の拡充
- 5 特別支援教育支援員の幼稚園、小・中学校、高等学校への配置の充実

- 6 特別支援教育のための教室整備等への支援
- 7 特別な支援を必要とする児童生徒に対する支援教材の活用促進
- 8 特別支援学校知的障害者用教科書の充実
- 9 障害者理解、心のバリアフリーのための交流及び共同学習の充実

### Ⅲ 特別支援教育に関する教職員等の専門性の向上・指導体制の充実

### Ⅳ 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業の充実

### Ⅴ 特別支援教育就学奨励費の充実

### Ⅵ 高等学校段階における特別支援教育の推進

- 1 高校における通級指導の充実
- 2 キャリア教育・職業教育の充実

### Ⅶ 障害者権利条約・障害者差別解消法への対応

- 1 合理的配慮に関する教育分野のガイドライン作成
- 2 全国の学校現場等において適切な対応がなされるための周知徹底、事例の蓄積

### Ⅷ 生涯学習の充実

障害のある方々が、それぞれのライフステージで夢と希望をもって生きていけるように生涯にわたる障害者学習支援の充実

### Ⅸ 新型コロナウイルス感染症対策

- 1 感染防止対策のための衛生管理器具等の充実
- 2 自宅等での遠隔授業に向けた障害や病気の状況に応じた ICT 機器や教材等の充実

令和4年6月16日

## 令和5年度に向けた特別支援教育振興に係る要望

全国特別支援学校長会長  
市川裕二

現在、全国にある1160の特別支援学校において、約14万6千人の障害のある子供たちが、将来の自立と社会参加を目指して学んでいます。

教育基本法や学校教育法の改正により、一人一人のニーズに応じた特別支援教育が実施されるとともに、障害者基本法等の改正をはじめとする法整備が進み、国連障害者の権利に関する条約が批准されました。障害のある者もない者も共に豊かに育ち、豊かに生きる共生社会の実現に向けて、特別支援学校には、その役割を確実に果たすとともに、教育内容・方法の一層の充実が求められています。

また、改訂された特別支援学校の学習指導要領等では、一人一人に新しい時代に生きるための資質・能力を着実に身に付けさせること、そして、社会との連携及び協働によって共に子供たちを育てる「社会に開かれた教育課程」を展開するよう、教育改革の一層の推進が期待されています。

さらに、令和3年1月に公表された中央教育審議会答申『『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～』及び「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告」においては、インクルーシブ教育の理念を踏まえた特別支援教育をめぐる状況が変化の中で、

- 障害のある子どもの学びの場の整備・連携強化
- 特別支援教育を担う教師の専門性の向上
- ICT利活用等による特別支援教育の質の向上
- 関係機関との連携強化による切れ目ない支援の充実

を柱に、学校教育を支える全ての関係者が、互いにしっかりと連携し、必要な改革を果敢に進めていくことが期待されています。

令和2年春から広がった新型コロナウイルスの感染拡大は、未だに収束の見通しが見えない中ではありますが、このような予測困難な時代にあつてこそ、私たち全国特別支援学校長会は、子供の学びを止めず、個別最適な学びを実現させるため力を結集し、未来に生きる子供たちと我が国における共生社会の実現を目指して、各学校が設置されている地域において堅実な学校経営を進め、様々な教育課題にも総力を挙げて建設的な解決へのためまぬ努力を続ける所存です。そのためにも、国を挙げた特別支援教育に関する更なる体制整備が必要と考えます。

つきましては、令和5年度に向けて、以下の事項についての積極的な施策推進を要望いたします。関係の皆様のご理解と御協力を切にお願いいたします。

## 令和5年度に向けての要望事項

### 1 全国特別支援学校長会が考える特別支援教育振興のための特別支援学校の役割

#### <「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申）の具体化と早期実現>

- ◎特別支援学校における教育環境の整備
- ICTを活用した職業教育に関する指導計画・指導法の開発
- 特別支援学校の設置基準に基づく、教室不足の解消に向けた集中的な施設整備の取組推進
- 特別支援学校のセンター的機能の充実や設置者を超えた学校間連携を促進する体制の在り方の検討
  - ➡これらを実現するための専任コーディネーターの配置、定数化を
- 知的障害者である児童生徒に対する各教科等の在り方の検討や授業改善に向けた取組の充実
  - ➡全ての教科の教科書の作成とデジタル教科書化の推進を

#### <学校内の教育活動に関すること>

- 学校組織を活性化させ、学校全体で取り組む教育活動の充実
- 学習指導要領の着実な実施による教育の充実
- 特別支援学校の適正規模に基づく施設等の充実
- 障害のある個々の児童生徒の可能性を最大限に引き出す指導の充実
- 持続可能な開発のための教育（E S D）の実施
- 特別支援学校の教員の専門性の向上
- 児童生徒が安心して学べる教育環境の構築
- 学校と地域や学齢期における福祉機関等との連携の充実
- 就学前の機関や早期支援との切れ目のない支援の継続のための適切な引継ぎ等、連携の充実

#### <学校と地域や小中学校との連携等に関すること>

- 特別支援教育に関する理解啓発の推進
- 障害のない子供との交流及び共同学習の充実（幼・小・中・高等学校との連携の充実）
- 小・中学校や高等学校に在籍する、視覚障害や聴覚障害、発達障害、医療的ケアを必要とする児童・生徒等の支援のための特別支援学校のセンター的機能の充実
- 特別支援学校と小・中学校との円滑な転学相談・高等部への円滑な入学相談

#### <学校卒業後に関すること>

- 進路先の企業や福祉施設等との切れ目のない支援のための適切な引継ぎ等、連携の充実（個別の教育支援計画の一層の活用）
- 学校教育段階から卒業後を見据え、生涯学習への意欲を高める指導や社会教育との連携を図った教育活動の推進
- 体育・音楽・美術などの余暇活動に結び付く教育の充実
- 障害のある人が自信や生きがいをもって社会に参画していただくための取組の推進

## 2 特別支援学校の使命を推進するための具体的な要望事項

### <学校内の教育活動に関すること>

- 学校を牽引するミドルリーダーの育成事業の推進
- 教員の働き方改革の推進と教員が子供に向き合える時間の確保
- 他校種からの特別支援学校の校長任用者への支援も含めた、校長の資質向上を図るための研究・研修活動等の充実
- 学習指導要領の着実な実施と目指すべき方向の実現のための実践研究の充実
- 学習指導要領の着実な実施に向けた教育課程や指導方法の工夫改善に関する研修会や研究成果の周知の充実
- 特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の増加や大規模化（教室不足等）への対応と特別支援学校設置基準に基づく適正な学級配置、施設設備の充実
- 幼児児童生徒が減少している障害種別等や学校の学習集団の確保や教員の専門性維持のための施策等の検討
- 多様な専門職の配置と活用の推進（特別支援学校の専門性の向上を図るため言語聴覚士、作業療法士、理学療法士、公認心理士、手話通訳士等の人材を特別支援学校に配置するための経費の充実）
- 教科書デジタルデータの活用の促進や ICT 機器を活用した教育支援の充実
- 小学部における教科担任制の導入など小中学部の教科学習の充実
- Society5.0時代の到来における遠隔教育の推進などの推進に向けた ICT の環境整備や先端技術の効果的な活用による特別支援教育の充実
- 特別支援学校におけるプログラミング教育の充実に向けた取組の開発や特別支援学校版 GIGA スクールの構築
- 特別支援学校における ESD 取組モデルの開発
- 各校における自立活動の指導の充実や「自立活動」の指導の研修の充実など特別支援学校の教員の専門性向上のために研修プログラムの開発
- 特別支援学校の教員の専門性向上のため全国の研修会や大学での研修へ参加が容易になるような機会の保証、経費提供等の制度の充実
- 教員養成大学における特別支援学校の教員養成のあり方の検討・充実
- 視覚障害や聴覚障害の特別支援学校教員免許状が取得できる大学の拡大
- 全ての特別支援学校の教員の特別支援学校教員免許状取得の義務化

- 全ての学校で医療的ケアが安全に実施できるための医療的ケアの体制整備や看護師の配置の充実、職層に応じた医療的ケアに関する研修機会の充実
- 学校教育を支える教員以外の職種である看護師や介護士等の人材確保や人材養成の充実
- 医療の進歩に伴う特定行為以外の医療的ケアへの対応にあたっての安全な実施確保に向けた検討、ガイドラインなどの策定
- 大規模災害に備え、福祉避難所の設営計画の充実などの障害のある方を想定した安全確保・防災計画の充実
- 地域連携推進マネージャー等の配置など、学校と保護者と地域の障害児通所支援事業所等との連携の強化手法の開発と推進
- 文部科学省と厚生労働省の連携による聴覚障害のある幼児の乳幼児教育相談の充実
- 連携支援コーディネーターの配置等、早期支援や放課後等デイサービス事業所、就労支援機関との切れ目のない支援体制の構築
- ◎新型コロナウイルス感染症の感染対策のための衛生管理器具等の充実、自宅学習の充実に向けた ICT 機器等の充実など、子供の健康と学習を守るための措置の充実

#### <学校と地域や小中学校との連携等の関すること>

- 特別支援学校のセンター的機能の発揮による地域の特別支援教育の充実・理解啓発の推進
- 特別支援学校へのボランティア等の導入方法の充実による特別支援教育への理解推進
- これからの学校教育を担う教員志望者への特別支援教育に関する理解啓発事業の充実
- 特別支援学校の児童生徒が、居住地校交流や学校間交流を十分に実施できる制度の充実
- 小学校、中学校、高等学校における特別支援教育体制の充実
- 全ての学校で、視覚障害や聴覚障害、医療的ケア等の専門的な支援を必要とする児童・生徒を特別支援学校が円滑に支援できるための体制整備の充実
- 小学校、中学校、高等学校等管理職向けの特別支援教育に関する理解啓発や研修の充実
- 障害のある子供の一貫した教育支援の提供の保障のための学校間連携体制の充実
- 高等学校段階における入院生徒に対する教育保障の一層の充実

#### <学校卒業後に関すること>

- 特別支援学校における学校卒業後の卒業生のアフターフォロー業務の制度化
- 障害者の学びの場づくりに関するモデル開発や普及などの推進、障害者が学校卒業後も学び続けられる体制の整備
- 障害者の学校卒業後の学びを支援するための人材等の育成の推進
- 障害のある人が地域におけるスポーツ・文化・芸術活動に関わり続けられるための事業の展開
- 農福連携等、障害のある人が社会で活躍できる機会を増やすための省庁を横断した事業の推進

# 令和5年度特別支援教育改善に関する文部科学省への要望書

全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会  
会長 喜多 好一

全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会(以下、全特協)では、インクルーシブ教育システム構築に向けた実践を推進し、障害のある児童生徒の可能性を最大限に伸ばし、自立して社会参加するための教育を充実させることを大切な使命と捉え、令和5年度の文教施策及び教育予算について、下記の事項を要望いたします。(下線は最重要項目)

## I 児童生徒の障害に対応した指導体制の充実

### 1 多様化する児童生徒に対して、十分な教育を行うための人的配置

#### (1) 特別支援学級

- 在籍する児童生徒の障害の多様化、重度化へ対応するための特別支援学級の学級編制基準の引き下げ  
※特別支援学級の教員定数を8人から特別支援学校と同様に6人へ
- 特別支援学級における臨時教員配置率を引き下げる人事配置制度の整備
- 特別支援学級の主任を必置主任とする人事制度の整備
- 特別支援学級の介助員や支援員の配置の拡大
- 児童生徒の障害の重度化、多様化に対応できる講師による指導時間数の増加措置
- 特別支援学級教員が専門的な助言を受けるための心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の専門家の配置

#### (2) 通級による指導

- 特別支援教室の主任を必置主任とする人事制度の整備
- 通級による指導教員の基礎定数化を受けた迅速な教員配置
- 通級による指導教員が専門的な助言を受けるため、心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の専門家の配置

#### (3) 通常の学級

- 小中学校、高等学校における特別支援教育コーディネーターの専任化(法令上の位置付けをすること)、経過措置として講師等の加配による授業軽減措置の実施
- 障害のある児童生徒のための支援員配置の拡大
- 通常の学級に在籍する医療的ケアが必要な児童生徒に対する体制整備

### 2 指導を充実させるための施設・設備、教材・教具の充実

- (1) 特別支援学級並びに通級指導教室における GIGA スクール構想(教育支援ソフトの開発等)に係る環境整備の充実
- (2) 特別支援学級等の専用の教室自体の確保
- (3) 障害特性に応じた教科用図書のリソースのデジタル化の推進と学習者用デジタル教科書の整備
- (4) 特別支援学校施設整備指針に準じて、障害特性に応じた特別支援学級等の施設整備の早期実現
- (5) 小・中学校施設整備指針に記載されている「普通教室」「特別支援学級関係室」「通級による指導のための関係室」の施設整備内容の早期実現

### 3 高等学校段階における特別支援教育の推進

- (1) 通級による指導を推進するための施設・設備の拡充、教職員等の育成・配置
- (2) 高等学校における発達障害等のある生徒に対する相談体制の整備
- (3) 高等学校卒業後を見据えた支援体制、卒業後も継続した相談体制の整備

## II 特別支援教育に関する教員等の専門性の確保

### 1 特別支援学級・通級指導教室を担当する教員の専門性の担保

- (1) 特別支援学級等への特別支援学校の免許状を有する教員の計画的な配置
- (2) 特別支援学校教諭免許状保有率の向上
  - 特別支援学校免許状取得に関する認定講習会や研修会等の機会の拡充
  - 特別支援学級、通級による指導担当教員を対象とした新たな免許の設立

### 2 全教職員に対する特別支援教育に関する研修等の充実

- (1) 全ての管理職の特別支援教育に関する専門性向上を図るために、管理職に必要な特別支援教育に係る研修の必修化並びに管理職向けの特別支援教育の手引き書等の作成、配布
- (2) 特別支援教育に関わる教職員を対象とした自立活動に係る資料の作成、研修の実施
- (3) 特別支援教育コーディネーターの専門性の向上に向けての研修の充実
- (4) 大学院等における現職教員研修の充実

### 3 教職課程の必修項目の充実

- (1) 大学の教職課程に、特別支援学級及び通級による指導における自立活動の指導等、実際の指導内容・方法について扱うこと
- (2) 通常の学級において困難さを有する児童生徒が在籍している現状を踏まえ、特別支援学級あるいは通級指導教室における実習または体験の義務付け(例:4週間の期間中、週1週間等)

## III 学習指導要領に向けた対応

### 1 小中学校、高等学校の特別支援教育の一層の充実を図るための環境整備

- (1) 通常の学級に在籍する発達障害等の配慮を要する児童生徒へのきめ細かな支援や指導を可能とする体制整備を目指し、小学校の教員定数の改定に合わせて、中学校の教員定数を全学年35人以下に改善
- (2) 学習者用デジタル教科書を紙の教科書と併用する場合の保護者負担の無償化

### 2 小中学校、高等学校における障害者理解教育の推進

- (1) 交流及び共同学習に関する研修の充実
- (2) 特別支援学級と通常の学級との適切な交流及び共同学習に向けた資料集の作成

### 3 学習指導要領に対応した研修の実施や資料集の作成等による周知徹底

- (1) 障害のある児童生徒の困難さに応じた指導内容の工夫や合理的配慮の提供を推進するための研修の充実
- (2) 特別支援学級や通級による指導における自立活動の充実に資する資料の作成
- (3) 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用を徹底する資料の作成
- (4) 学びの場の連続性を考慮した教育課程編成の推進と学校間連携の促進

## IV その他

### 1 生涯を一貫した支援体制の整備

- (1) 乳幼児健診から就学時検診、就学中、就学後までの一貫した相談体制の整備及び相談にかかる相談員の専門性の向上
  - ・障害のある幼児児童生徒への幼児期からの家庭及び本人へのアウトリーチ支援
- (2) 「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の校種間の円滑な引き継ぎシステムの構築
- (3) 幼稚園、子ども園、保育所における特別支援教育の理解啓発と研修機会の充実
- (4) 保健、医療、福祉、労働等関係機関との連携した学校卒業後の就労支援体制の構築

### 2 特別支援教育就学奨励費の充実

- (1) 対象児童生徒に対する特別支援就学奨励費の周知と充実
- (2) 特別支援教育関係地方交付税の拡充

### 3 生涯学習の充実

- (1) 放課後等デイサービス等による放課後や休日等の活動場所、実施される内容の充実

## 令和5年度 文部科学省への予算要望事項

### 全国盲学校 PTA 連合会

会長 馬場 与志子

視覚障害教育は、静かな環境で耳や指先そして限られた視力を使用して学んでいく教育です。そのため、幼児児童生徒の教育は、専門性豊かな教員等により、少人数できめ細かく丁寧な指導が必要です。

より一層視覚障害教育の専門性が確保され、一人一人の視覚障害幼児児童生徒のニーズに沿った教育が行われるよう要望いたします。

#### 1. 視覚障害児童生徒の、個々の状況に応じた学習環境の整備について

(1) 令和2年度からデジタル教科書が正式な教科書と同様に使用できることとなりました。タブレット端末（iPad）による電子教科書は、視野狭窄や中心暗点等の視覚障害がある生徒にとって、拡大教科書で画面を見るよりはるかに見やすく、持ち運びもできるためどの教室でも同じ条件で学習ができ、きわめて有効です。また、個々の児童生徒がタブレット端末を使いこなせるよう、全国一律に、教員・生徒共に支援できるICT支援員を各学校に配置できる予算措置をお願いします。

(2) GIGAスクール構想の、児童生徒の端末整備支援についての予算措置に感謝します。障害のある児童生徒のための入出力支援装置整備では、視覚障害児童生徒の中には、音声読み上げソフトやブレイルメモを必要とする児童生徒が在籍しております。費用は、音声読み上げソフトが4～6万円、ブレイルメモが30～50万円と高額になりますが、早急に希望する全員に配備していただきますようお願いいたします。

(3) 点字教科書については、一教科で十冊以上となり教科書を持ち帰っての自宅学習は非常に困難です。白杖を使い重たいリュックを背負い手提げを持ちながらの通学は危険なため、宿題や自宅学習で教科書が必要となった時には車で教科書を運搬するなど、保護者に負担が生じています。点字教科書の配布と同時に点字教科書のデータ（BSE）を下されば、携帯情報端末（点字ディスプレイ・ブレイルメモなど）で効果的に学習ができ、また、教職員においても生徒と課題の提出などデータでのやりとりが可能となり、効率的な指導がおこなえます。点字教科書の点字データの取り扱いについて早急に無償で使用できるようにお願いいたします。

#### 2. 視覚障害・他障害と併せた重複障害に配慮した特別支援学校の環境整備及び視覚障害の理解啓発について

(1) 盲・視覚特別支援学校（以下盲学校）は校区の広い学校です。地域への支援、そして校内の指導と手厚く支援していくには、特別支援教育コーディネーターの複数専任配置が必要です。各教育委員会への指導予算措置を強く要望します。

(2) 視覚障害教育専門に特化した盲学校を、今後も各都道府県に継続設置していただきますようお願いいたします。地域によってやむを得ず盲学校と他障害種別を併せた特別支援学校になる場合は、障害種によって、個々の児童生徒の実態や指導の有り様が違います。必ず視覚障害教育部門を設置して、校舎等の分離など適切な学習環境の整備を要望いたします。

(3) 視覚障害と他障害を併せた多様な幼児児童生徒が在籍し、医療的ケアを要する児童生徒もいます。看護師等の人的配置及び校舎等の障害のバリアフリーを進めるなど、幼児児童生徒の実態に応じた教育環境の整備をおこなうよう各教育委員会に対してご指導をお願いいたします。

(4) 視覚障害は早期からの教育相談・支援体制が極めて重要です。0歳からの早期教育相談にかかわる専門教員確保や支援体制整備予算を充実してください。また、視覚障害の早期教育は学齢期学習の基礎となるもので、空間認知、歩行、点字などを学ぶために必須です。盲学校に幼稚部を設置していない都道府県に対して設置を働きかけてください。

#### 3. 教員の専門性の確保について

(1) 視覚障害教育の高い専門性をもった教員配置や、年限等での画一的異動でない適材適所の配置等が実現されるよう、校長の具申尊重を各教育委員会にご指導をお願いいたします。

特に経験ある視覚障害教育の専門性高い教員配置や、人事異動については盲学校専門性確保の観点から校長具申を尊重されるよう各教育委員会にご指導をお願いいたします。

- (2) 視能訓練士や歩行訓練士等の専門家の導入や盲学校自立活動教諭有資格者の配置を義務づけてください。
- (3) 視覚障害と他障害を併せた多様な児童生徒のために、PT、OT、ST等の専門家を巡回指導で盲学校にもできるように財源措置をしてください。

#### 4. 職業教育の充実について

- (1) 社会参加と自立に向けた職業教育の充実が盲学校の重要な課題です。専攻科に「療養研修科」等の設置で時代の推移・要請に応じた専門教育や、リカレント教育の充実をお願いいたします。また、ヘルスキーパー等について、行政関係機関や民間企業等への理解啓発を図り、より多くの雇用先が確保されるよう積極的な働き掛けをお願いいたします。
- (2) 三療以外の一般就職を目指したパソコン技術や事務業務に必要な知識を学べる学科や福祉施設等に入所する生徒のために必要な知識を学べる学科の設置、新たな職業開発の推進をお願いいたします。

＊ 特別支援教育就学奨励費制度を今後とも堅持継続し更に充実させてください。

2022年6月27日

### 令和5年度 文部科学省予算編成に関する重点要望書

全国ろう学校PTA連合会会長 関 良規

聴覚障害は一次的には聴力障害、二次的にはコミュニケーション・情報障害とされています。本教育のコミュニケーション手段には人工内耳、補聴器により残存聴力を活用するもの、聴覚と口話を併用するもの、視覚優位の手話など幅があります。また、支援・指導を行う期間は、母子関係の築きを支援する乳幼児教育相談期から高等部専攻科まで最大21年間あり、対象は乳幼児(保護者)・幼児・児童・生徒です。この教育には、専門性豊かな教員等により、少人数できめ細かく丁寧な支援・指導が必要です。教員の専門性の維持・向上と共に、子供一人一人のニーズと向き合い、自分らしさを確立していく教育が行われるよう、以下の事項について要望いたします。

#### 1. 乳幼児(0~2歳)教育相談について

- 聴覚障害スクリーニングで聴覚障害と診断された新生児に、言語・知能・感情等の発達を促すために療育(教育相談・支援)を行うことが極めて重要です。聴覚障害乳幼児教育相談(以下、乳幼児教育相談)はまず母子関係を築くことから始まり、その後生活そのものを教育の対象としていきます。幼稚部教育の基礎となる乳幼児教育相談を疎かにすると、前述の成長発達に様々な影響をもたらすので、乳幼児教育相談にかかる教育加配をお願いします。
- 聴覚障害教育では、乳幼児教育相談を50年以上にわたりボランティア的に行っていますが、特に2歳児では幼稚部に準ずる程度に行っているため、厚生労働省と連携して、特別支援教育就学奨励費制度を受けられるようにしてください。

#### 2. 教員の専門性の維持と向上について

- 聴覚障害教育に関する専門的知識と指導技術を有する人材を養成するため、大学の教員養成課程を充実させてください。
- 日本語の習得と様々なコミュニケーション手段の活用について実証的な研究・研修を推進してください。特に、手話併用授業による理解度や学力伸長度等について研究成果を公表してください。
- 指導事例を情報共有するシステムを構築し、研修する機会を増やしてください。

3. 小規模校及び併置校の教員定数の確保並びに教育条件の整備のための諸施策の推進について
  - 学校に設置している高額な聴能機器等の更新予算をつけてください。
  - 聴覚障害教育を行う学校規模により教育の格差が出ないように、特別支援学校の部門毎に教員が配置されるように、また施設設備を充実させるようにしてください。
  - 特別支援学級（通級指導教室を含む）在籍の児童生徒にも専門家による指導を受ける機会を保障してください。
  
4. 情報保障の充実について
  - 手話を必要としている子供にとっては依然として手話による情報保障が必要ですので、都道府県教育委員会等に働きかけて頂き教員の手話力を高めるようにしてください。
  - 改正学校教育法により、令和2年度からデジタル教科書が使用できることになりました。子供たちは聴覚活用をしていますが、依然として視覚優位は変わりません。本教育にとっては、百聞は一見に如かずの例えのとおり、理解促進、指導効果等の面でも効果が大きいので、小学部中学部へもGIGAスクール構想の導入を要望します。
  - 聴覚障害教育においては、より細かなステップを刻み、段階を追って指導することが肝要ですので、視覚優位の子供の思考を補完し、国語(日本語)を獲得するための電子教材の開発及び拡充を要望します。
  - 音声認識装置による字幕情報は、一般に役立つだけでなく、聴力障害者の視覚情報をリアルタイムで補うものとして大変有効ですので、一層の研究と開発を行政機関及び企業等に働きかけて利用できる仕組みを作ってください。
  - 高等教育機関における情報保障（手話通訳・最新システム等）の公的制度の整備をお願いします。
  
5. 職業教育の充実について
  - 社会参加と自立に向けた職業教育の充実はろう学校の重要な課題です。高等部本科と専攻科に理容科・美容科・調理師養成科他を設置しているので時代の推移・要請に応じた専門教育の充実をお願いします。
  - 行政機関や民間企業などへの理解啓発を図り、障害者の雇用を一層促進して頂くようお願いします。
  - 生徒数が少なく職業選択も限定されるので県をまたぐ通学を可能にして学びの場を広げてください。
  - 学校支援人材としてのキャリア教育コーディネーターを配置してください。
  
6. 重複学級の充実について
  - 幼児・児童・生徒の多様化に伴い、他の障害を併せ有する子供たちが増加しているため、重複障害教育の専門性が高い教員の配置と育成をお願いします。
  - 幼稚部においても子供たちが多様化しているので、一人一人にあった教育を行うために、重複障害学級の認定をお願いします。
  - 聴覚障害と他障害を併せ有する多様な児童生徒のために作業療法士（OT）、理学療法士（PT）、言語聴覚士（ST）、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）等の専門家による巡回相談をろう学校でも受けられるように財源措置をしてください。
  - 学校支援人材としてのキャリア教育コーディネーターを配置してください。
  
7. 施設設備の拡充について
  - 学校警報システムのユニバーサルデザインとしてフラッシュライトを学校設置基準に入れてください。
  - 聴覚障害の特別支援学校に文字情報システムを設置してください。

# 令和5年度 文部科学省への予算要望事項

全国特別支援学校知的障害教育校PTA連合会

会長 茨田 一矢

障害のある幼児児童生徒が十分な教育を受けられる環境を整備し、切れ目ない支援体制の構築に向けた特別支援教育の充実を推進していただいておりますことに、心より感謝申し上げます。今後も、障害の有無に関わらず、誰もがその能力を發揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築を目指すため、以下の事項を要望いたします。

## 1. 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化

- ① 知的障害のある児童生徒数増加に伴い、普通教室の分割、特別教室の普通教室への転用、大規模化した学校等、深刻な現状が続いています。国は、特別支援学校の教室不足を解消するため、令和2年度から6年度までを「集中取組期間」として推進して下さっておりますが、各自治体において、特別支援学校の新設や増築の推進及び他の学校の空き校舎や空き教室を特別支援学校の教室として確保したりする施設整備の取り組みを推進して下さるようお願いいたします。
- ② 特別支援学校に備えるべき施設等を定めた設置基準の策定は、特別支援学校を設置するために必要な最低の基準以上とするとともに、地域の実態に応じた柔軟な対応が可能となるようお願いいたします。
- ③ 全国各地のハザードマップを確認すると、「土砂災害警戒区域」や「洪水・浸水想定区域」内に立地している特別支援学校が少なくありません。教育環境の整備を講じる上で、学校が安全な場所に立地されていることは大前提です。学校が懸命に自然災害に対する防災体制を強化し、実践的な防災教育の推進に努めていたとしても、脆弱な地盤では安全は保障できません。また、特別支援学校は、市町村との協定による災害時の福祉避難所の役割があったり、地域住民にとつての避難所・避難場所とされていることから校舎内外の安全を確保する必要があります。特別支援学校を取り巻く状況の変化を踏まえ、その都度改訂されている「特別支援学校施設整備指針」の活用を全国各地に促進し、幼児児童生徒の教育の場にふさわしい豊かな環境が形成されるようお願いいたします。

## 2. 特別支援教育における ICT の利活用の推進

- ① 障害のある幼児児童生徒等の社会参画の促進、QOL の増進を可能にし、オンラインによる授業や自立活動の指導についても可能になるよう、実践事例の蓄積を図り、教員間での共有が必要です。
- ② 障害のある幼児児童生徒等の家庭における ICT を利活用したオンライン学習を可能にするためには、保護者が学校の取り組みを十分理解し、保護者自身の ICT に関する知識や技術の習得も必須です。また、保護者と学校の先生方との組織である P T A が学校・教育委員会、ICT 専門家(アドバイザー)等と連携・協力し、子供たちの ICT の学びを保障していただけるようお願いいたします。
- ③ GIGA スクール構想のもと、各学校では一人1台端末の導入が進むとともに、校内 Wi-Fi 環境も整備されるなど、教育現場における条件整備が進んでいます。一方で、特別支援学校や高等学校等の寄宿舎においては、Wi-Fi 環境が整備されていないため、児童生徒が寄宿舎で端末等

を使った自学自習ができない状況です。寄宿舎を利用する児童生徒が、寄宿舎の自室でも端末を活用して調べ学習等ができるように寄宿舎の Wi-Fi 環境整備に係る予算を確保していただくようお願いいたします。

- ④ 特別支援学校に所属をしている児童生徒等は幅広い年齢や発達段階の子供が在籍し、障害の状態等は一人一人異なります。また、重度重複障害の子供も多く、障害の状態や特性、心身の発達の段階等を十分把握したうえでの ICT 教材（アプリケーション等）が必要となります。さまざまな教材となり得るアプリケーションは、無料・有料とそれぞれ存在しておりますが、より専門的で、保護者・先生方が安心して子供たちに使用できるような ICT 教材（アプリケーション等）の開発研究予算を確保いただきますようお願いいたします。

### **3. 就学前から社会参加まで切れ目ない支援体制の整備**

- ① 教育委員会・学校と福祉、医療、労働等の関係部局やその他関係機関の連携体制を整備しながら、障害者権利条約や障害者差別解消法、児童の権利に関する条約などの関連する法制度、関連する幅広い内容等を分かりやすく保護者に情報提供してください。
- ② 就学、進級、進学、就労の際に、個別の教育支援計画等が一貫した指導や必要な配慮がなされるような仕組みづくりをお願いいたします。
- ③ 早期支援、発達障害支援、学校・病院連携、合理的配慮、就労支援が円滑に進むよう連携支援コーディネーターの配置に係る財源措置の拡充をお願いいたします。
- ④ 切れ目のない支援体制を整備するためには、社会全体における知的障害児者への正しい理解があることが大前提であり、人権教育における知的障害児者の理解啓発を同時に推進していくようお願いいたします。

### **4. 学校と福祉機関の連携の推進**

「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」により、障害児通所支援事業所と学校の相互理解がすすみ、障害のある子供たちに一貫した支援が提供されますよう、引き続き教育と福祉の連携を推進して下さるようお願いいたします。

### **5. 特別支援教育に関する教職員等の専門性の向上・指導体制の充実**

- ① 知的障害特別支援学校には、幼稚部から高等部まで、幅広い年齢や発達段階の子供が在籍し、障害の状態等は一人一人異なります。また、重度重複障害の子供も多く、障害の状態や特性、心身の発達の段階等を十分把握したうえで、各教科や自立活動の指導等に反映できる幅広い知識と技能を持った教職員を求めています。また、さまざまな専門家等との連携を図りながら専門的な知見を活用した指導にあたる能力が必要です。そのためには、個々の教員だけでなく、学校全体として高い専門性を担保・共有するための仕組みづくりが必要です。
- ② 地域の小学校・中学校においても、知的障害等を有する児童・生徒が学びを行っておりますが、教員の専門性は個人差が大きく、生徒・保護者が地域での学びを希望しても、適切な学びや支援を受けることができない場合もあります。知的障害特別支援学校のみではなく、地域の学校においても、適切な学びが提供できるような仕組みづくりをお願いいたします。

### **6. 高等学校における学びの場の充実**

- ① 高等学校での通級指導の導入がすすめられていますが、特別支援教育コーディネーターや通級による指導の担当教員をはじめ、学校全体で継続的に教員の専門性を担保・共有していく仕組みづくりが必要です。同時に、通級を設置する学校の生徒全体への理解啓発をすすめることも

重要です。多様な学びに対する寛容な心を育て、通級の対象の生徒が指導を受けやすい環境にするために、特別支援学校との交流及び共同学習や、ボランティア活動、バリアフリー教育指導の推進など、特別支援学校との連携を具体化していただくようお願いいたします。

## ② 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業の充実

高等学校においても発達障害を含む障害のある生徒が一定数入学していることを前提として、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成・活用し、適切な指導及び必要な支援を行うことが重要です。そのため、義務教育段階での個別の教育支援計画等を活用し高等学校に適切に引き継ぎ、高等学校においても個々の生徒の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて合理的配慮の提供を行う必要があります。また、多様な生徒が一般的な教養を高め、専門的な知識及び技能等を習得し、生徒の能力や適性に応じた大学等への進学や就労が可能になるよう、進路に対するニーズや学習の状況に応じた多様なコース制を導入・選択できるようにしたり、教科・科目を設定して選択できるようにする取り組みが必要です。その際、高等学校から大学等への進学や就労する場合にも、適切な引継ぎと連携が必要です。

## 7. 特別支援教育の生涯学習の充実

卒業後においても、それぞれのライフステージにおいて、自立と社会参加に必要な力を維持・伸長し、自らの可能性を追求できる環境が整うことを望みます。夢や希望に向かい、豊かな生活を送ることができるよう、障害の程度に応じた具体的で多様な学習活動の実践・調査研究を進め、支援体制を充実させていただきようお願いいたします。

## 8. 大規模災害時における対応

- ① 大規模災害時では、学校など公的機関に設置される避難所は地域の方だけでなく、帰宅困難者も受け入れることや、特別支援学校においては福祉避難所になることも想定されます。実際に特別支援学校が福祉避難所として指定を受けている学校もあります。教職員の避難所運営の協力業務に対して必要な準備がなされ、いざという時に速やかに遂行されるよう、文部科学省初等中等教育局長通知文平成 29 年 1 月 20 日付「大規模災害時の学校における避難所運営の協力に関する留意事項について」のお知らせの内容を教職員、保護者に周知徹底されますようお願いいたします。また、過去の災害時の経験を活かし、大規模災害発生時、スムーズな運営が行われるよう、誰でも分かるような運営マニュアルの提示をお願いいたします。
- ② 大規模災害時において、学校における避難所運営が長期化する場合には、児童・生徒の心の平穏を回復・維持するためにも、自主防災組織等に避難所運営を引き継ぎ、教育活動を再開して、平常時の日常生活を取り戻すことが必要不可欠です。令和 6 年度から障害福祉サービス事業所での事業継続計画（BCP）の策定が義務化されることに伴い、特別支援学校においても同様に策定する必要があります。学校と地域、さらには外部ボランティアとの日常的な連携・協力体制の構築をどこの地域においても取り組むことが必要です。国として、モデル事業を実施・検証し、事業継続計画（BCP）の策定を推進する体制を整えてくださるようお願いいたします。

## 9. 再生可能エネルギー設備等の設置の推進について

公立小中学校と同様、特別支援学校においても、環境対策や環境教育、そして SDGs の観点から、再生可能エネルギー設備の設置による CO2 削減に取り組むことが喫緊の課題です。さらに、大規模災害が発生した場合の特別支援学校では、児童生徒・教職員にとって安全・安心な場である必要があります。また、区市町村との間で福祉避難所協定を締結していれば、地域の災害時要配慮者の方々の避難所としての役割も担うこととなります。防災機能の観点から、ライフラインが停止した場合でも、非常用電源の確保・活用できる備えは必須です。令和 3 年 5 月 1 日現在の文部科学省の調査（再生可能エネルギー設備等の設置状況に関する調査）結果によると、全国の公立特別支援学校

では 365 校、約 32%が 設置している状況です。今後も、各自治体への再生可能エネルギー設備等の設置を働きかけていただき、導入のための助成についても御検討をお願いいたします。

## 10. 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルスの新規感染者数は、緩やかな減少傾向にあるものの、依然として警戒する必要があります。国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」は、学校の感染症対策や学習保障のための経費として柔軟に活用できましたが、特別支援学校の寄宿舎の感染予防対策については、予算的な制約から十分な感染予防対策が講じられない状況です。寄宿舎を利用している児童生徒が安心して生活を送ることができるよう寄宿舎に対する感染予防対策の予算を確保していただくようお願いいたします。

### 令和5年度 文部科学省への予算要望事項

#### 全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会

会長 空岡 和代

昨年東京でのパラリンピックが開催され、その理念であった「多様性と調和」の考え方により社会の障害に対する見方は確実に変わりつつあります。この流れを一時的なものではなく真の共生社会を実現する機会とするため、これまでよりもさらに、特別支援教育への期待が大きくなっています。

また新しい法案として、医療的ケア児が登校する際の付き添いや、校内での待機のために離職せざるを得ない保護者の状況を改善する目的で、超党派でとりまとめられた「医療的ケア児支援法」が成立、施行されました。子供たちやその家族がどの地域に居住していても、子供にとって最適な学びの環境であることとそれを実現するための適切な支援を受けられることが、私たちの望みです。今後も、すべての医療的ケア児、その保護者がこの法案の実効性を感じられるよう、PTAとして働きかけを続けていきます。

肢体不自由特別支援学校では様々な工夫でコロナ禍での子供たちの学びを継続していただき、工夫の一つであるICT機器の活用により学びの可能性を広げています。アフターコロナを見据えた特別支援教育のさらなる発展のため、以下のことを要望いたします。

## 1. 障害児理解、心のバリアフリーのための交流教育の充実

特別支援学校に通う子供たちにとって地域の学校との交流は、子供たちのできることに、得意なことを知ってもらいなど、地域に生活する一人として認識され、理解されるために貴重な機会です。地域の一人として様々な人と関わりながら安心して生活し続けるには、子供たちだけでなく保護者の理解促進も欠かせません。対面での交流が難しい場合にはオンラインも積極的に活用し、地域の障害児理解が進む取り組みをお願いします。

## 2. 医療的ケア児の学びを保障するための財源措置の拡充

- (1) 医療的ケア児の通学を保護者の付き添いなく行うためにも、学校での医療的ケアを円滑に実施するためにも、看護師不足が深刻です。学校で働く看護師の皆さんが増えるよう、また働き続けたいと思える支援をしてください。
- (2) 看護師不足解消の一助とするため、医療的ケアの三号研修を受けた教員やヘルパーが学校で一定の医療的ケアが行えるように、研修をさらに積極的に進めてください。

## 3. 就学奨励費の拡充

- (1) 学校の要請により校外学習や宿泊に保護者の付き添いが必要な場合や、部分参加のため保護者がその場所に子供を連れて行く場合の保護者が負担する費用や交通費を、収入制限なく就学奨励費の対象としてください。
- (2) 通学に福祉タクシーを利用する場合に、前年度の実績に関係なく、希望する家庭すべてを支給対象としてください。

## 4. 高等学校段階での職業教育の充実

肢体不自由と知的障害を併せ有する生徒や、一般的な労働時間での就労が身体的な理由により難しい生徒も、働きたい、という意欲を強くもっています。肢体不自由特別支援学校の高等部生徒の就労を促進するため、在学中に遠隔も含む企業等での実習受け入れ拡大を強化するなど、将来に向けて選択肢の

増える取り組みをしてください。

## 5. 生涯学習の充実

学校卒業後も学校で学んだことをいかしたい、さらに学びにより成長したいと願う肢体不自由者は多くいます。自宅や生活介護事業所等で、卒業後も豊かな学びが続けられるよう支援をお願いします。

## 6. I C T機器を活用した教育の充実

肢体不自由特別支援学校に通う児童生徒が I C T機器を有効に使用するためには、タブレット端末のみでなくその周辺機器について知識や経験が豊富な人の存在が大変重要です。学校での活用は、I C T支援員や得意とする教員の配置により子供たちの学びに大きな差があるのが現状です。自宅での遠隔授業にも安心して取り組むことができるよう、教員、I C T支援員、保護者の連携が進むよう、手引書の作成と活用及び人的物的支援等で全国どこの学校でも I C Tを活用した十分な教育が受けられるようにしてください。

## 7. 教科書活用のための教員研修の充実

知的代替や自立活動を主とする教育課程で教科書の代わりに配付される絵本（附則9条本）が、有効に活用されていないことがあります。教員が、子供たちの発達段階や興味に合わせて、書籍に限らずデジタル教科書を活用するなど、より個に応じた選択や活用ができるよう、研修の機会を増やし、研修内容を充実させてください。

# 令和5年度 特別支援教育関係予算編成等の要望

全国病弱虚弱教育学校PTA連合会  
会長 羽田 京子

- 1 就学奨励費制度を今後も国の責任において継続すること。
- 2 義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
- 3 平成25年3月4日発出、24初特支20号「病気療養児に対する教育の充実について(通知)」の内容の徹底を図り、特別支援教育における病弱教育の充実を図ること。
- 4 小児科病棟を持つすべての病院に、病院内学級の設置を推進すること。
- 5 病院内教育等の整備充実のため、病院内学級の設備基準の策定をすること。
- 6 病気療養児の教育を進めるために、医療的補助を充実すること。
- 7 入院中の幼児のために幼稚部を設置し、病気療養児の就学前の教育を保障すること。
- 8 病気療養児の後期中等教育の充実を図ること。
- 9 最新の情報技術を活用した指導法や体制の充実とそのため予算措置を講じること。
- 10 病気療養児への情報通信手段による指導を積極的に推進すること。(ICT機器の活用等)
- 11 病気療養児の情報保障やコミュニケーション能力の向上のため、機器の開発整備充実を推進すること。
- 12 学校行事に対する医師・看護師派遣旅費等の確保をすること。
- 13 小児科医の減少に歯止めをかけるために必要な政策をとること。
- 14 AYA(思春期・若年成年)世代患者さんへの学習支援、就労サポート、福祉サービス等の充実を図ること
- 15 医療的ケア対応可能なレスパイトサービスの充実を図ること
- 16 精神障害者保健手帳を所持していない生徒への就労支援を積極的に推進すること
- 17 スクールカウンセラーの配置と相談室設置の推進、小児精神科・SSW・PSWの常駐あるいは定期的な巡回相談の実施を図ること
- 18 心身症、発達障害児等に対する学びの場の一つである病弱の特別支援学校への転入学を柔軟に対応できること
- 19 病気療養児の社会的自立に向けて、生活訓練室の設置を図ること
- 20 地域生活支援事業、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業等に係る趣旨の徹底、事業に係る地域間格差の是正、教育・医療・福祉・労働等関係機関との連携を図ること

## 令和5年度に向けた特別支援教育振興に係る要望

社会福祉法人日本肢体不自由児協会 理事長 遠藤 浩

社会福祉法人日本肢体不自由児協会では、障害のある子どもたちが個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、地域社会で自立した生活を営むことができるように支援することを目的とし、さまざまな事業を行っています。当事者である子どもたちとその家族を支援する事業、社会に働きかけて啓発する事業などに取り組むとともに、国から運営委託された「心身障害児総合医療療育センター」においては、肢体不自由児など障害のある人たちのニーズに的確に対応した医療・福祉サービスを提供しています。

日本肢体不自由児協会といたしましては、障害のある子どもたちの可能性を最大限に伸ばし、自立して地域社会に参加するために、令和5年度の教育関係予算について、下記の事項を重点として要望いたします。

### ① 障害者の文化芸術活動の推進

障害者の文化芸術活動の裾野を拡げ、多様な文化・価値観を認め合う社会を創造するためのさまざまな取り組みができるよう要望します。

### ② 障害者スポーツの推進

2020東京オリンピック・パラリンピックにて盛り上がった「障害者スポーツ」について引き続き普及推進に努めると共に、誰もがみんなで運動やスポーツを楽しむことができる環境づくりや心のバリアフリー等の推進が行えるよう要望します。

特に重度障害の方々でも参加できるスポーツの普及・推進に向けての取り組みをお願いいたします。

### ③ 生涯学習の充実

障害のある方々が学校卒業後も生涯を通じて、教育や文化芸術、スポーツなど様々な機会に親しめるような施策を推進し、一人一人が秘めている可能性を引き出し、夢と希望を持って生きていけるような取り組みをお願いいたします。

### ④ 災害対策

毎年のように起きる大規模自然災害への備えや被災した障害者へのきめ細かな支援を行うための施策推進をお願いします。

⑤ 新型コロナウイルス感染症の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染状況は、収束まで、まだまだ長期化することが懸念されております。今後も状況に応じて、「新しい生活様式」を可能な限り実践しながら、普段の日常生活が大きく乱れることなく、安定した心身と教育活動が保たれるよう、対策の強化をお願いいたします。

## 要 望 書

### 全国重症心身障害児(者)を守る会

新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という）の終息が見通せない中、国・地方自治体・関係機関および医療・福祉・教育に携わる皆様には重症心身障害児者(以下、「重症児者」という)等への感染防止策を第一に、様々な支援策を講じていただいておりますことに心より感謝申し上げます。

本会は昭和三十九年六月に、重い障害のある子どもの親たちが「最も弱いものをひとりももれなく守る」という基本理念のもとに結成し、今年で五十八年を迎えます。重症児者のいのちが守られ、施設にあっても在宅にあっても一人一人が豊かに生きられることを願い、運動を続けてまいりました。

医療技術の進歩とともに、医療的ケアを必要とする在宅の重症児者が年々増加しております。一方、加齢に伴う重度化に加え、高齢の親による介護の限界も問題となっております。このような実情を踏まえ、本会では、どんなに障害が重くてもそのいのちが守られ、一人一人がかけがえのない人生を豊かに生きられるよう、今後とも親自身が自らの責任と義務を果たすとともに、会の三原則に則り、社会の共感を得られる活動を真摯に続けてまいります。

ここに会員の総意に基づき、次のことを要望いたします。

一、新たな感染症に備え、各自治体においては日頃からマスク・手指消毒剤をはじめ衛生用品・医療物品等の備蓄をお願いいたします。併せて、流行時に重症児者の家庭や施設・事業所等に速やかに供給いただけるよう体制の整備をお願いいたします。

一、重症児者は濃厚な医療を必要とし、様々な合併症を抱えている方が多く、新型コロナ以外にも感染症に罹患した場合には重症化することが予測されます。今後、新たな感染症が流行した際、自らの不調を伝えることができない重症児者のいのちを守るため、早期のワクチン接種が必要です。日頃から本人の状態をよく知るかかりつけ医等から接種できるようガイドラインの策定をお

願いをいたします。

一、介護の限界にある高齢の親にとって、入所施設は重症児者のいのちを守る最後の拠り所となっております。入所待機者が多い地域にあつては、施設の新設または増床をお願いいたします。併せて、いずれの施設においても医師、看護師、福祉職員等の確保に困難を極めています。更なる人材確保及び人材育成のための施策の充実をお願いいたします。

一、重症児者施設および国立病院においては、コロナ禍における感染防止のため、オンライン面会・窓越し面会等を取り入れていただいております。心より感謝申し上げます。重症児者の場合はコロナ禍における現状が十分に理解できません。視力や聴力に障害のある方も多く、オンライン面会や窓越し面会が困難なケースもございます。地域における感染状況に応じ柔軟に対応いただき、十分な感染対策を講じた上で、できる限り対面での面会が可能になるような体制づくりをお願いいたします。

一、重症児者施設および国立病院においては、個別の支援計画を作成し、年齢・状態に応じた日中活動支援に取り組んでいただいているところですが、コロナ禍においても、密にならない環境に配慮しながら、引き続き日中活動が途絶えないような工夫をお願いいたします。

一、短期入所、通園・通所は、重症児者の在宅生活を支える上で欠かすことのできない支援です。入所施設においては、専門性を活かした地域支援の拠点として、短期入所における超重症児の受け入れの強化、通園・通所支援、相談支援等の更なる充実をお願いいたします。

一、国立病院においては、人員配置を拡充し、手厚い療育体制を確保するとともに、入所者のQOLの向上に向けた取り組みをお願いします。また、重症児病棟を有する全ての国立病院において通所事業を実施していただきますようお願いいたします。

一、重症児者を対象とした通園・通所・放課後等デイサービスについて、身近な地域で通えるよう実施箇所数の更なる拡充を図っていただくとともに、医療的ケアの実施体制の整備も併せてお願いします。また、感染症に備え十分なソーシャルディスタンスを保つため、柔軟な対応・工夫ができるよう支援をお願いいたします。

一、近年、人工呼吸器などの医療的ケアを日常的に必要とする在宅の重症児者が増加傾向にあり、その家族への支援が喫緊の課題となっています。居住地にかかわらず、重症児者とその家族が必要な支援を円滑に受けられ、安心して暮らせるよう、保健、医療、福祉、教育等関係機関による連携体制の促進をお願いいたします。

一、医療的ケアのある児童生徒が保護者の付き添いなしで安心・安全に通学し、学校生活を送れるよう、学校における医療スタッフ等の人員配置と環境整備をお願いいたします。また、医療的ケアがあっても身近な地域で教育が受けられるよう、教育環境の整備と自治体による格差是正をお願いいたします。

一、重症児者の通園・通所時の送迎についても、自治体による格差が大きく、自主送迎ができないために通えないケースも見受けられます。通学と同様に体制の整備をお願いいたします。

一、医療的ケア児支援センターの設置が各都道府県で進められていますが、適切な相談支援や情報提供が行われますとともに、相談支援員の研修体制の構築をお願いいたします。併せて地域の需要に応じた社会資源の整備もお願いいたします。

一、どんなに重い障害があっても一人一人が可能性を秘めています。学校卒業後も継続して学習の機会が得られるよう、福祉サイドからの支援をお願いいたします。そのために、障害者総合支援

法による「療養介護」「生活介護」の個別給付の「その他の必要な日常生活上の支援」などに生涯学習相応の支援を明記し、専門知識のある特別支援学校教員OB等支援者を雇用するための加算報酬を設けてください。また、生活介護には「居宅訪問型児童発達支援」同様の事業として「居宅訪問型生活介護」事業の創設をお願いいたします。生涯学習が各地で推進されるよう都道府県や自治体に窓口を設置してください。

## 令和5年度 文部科学省への予算要望事項

盲ろうの子とその家族の会 ふうわ会長  
井本 千香子

### ■盲ろう児教育

平成26年1月20日に批准された「障害者権利条約」第24条「教育」3(C)に「盲人、聾者(ろうしゃ)又は盲聾者(もうろうしゃ)(特に盲人、聾者(ろうしゃ)又は盲聾者(もうろうしゃ)である児童)の教育が、その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること。」とあります。

盲ろうである児童・生徒(以下、盲ろう児)、特に先天性盲ろう児の場合、障害の程度や個々の育ってきた環境によりコミュニケーション手段や必要な配慮、支援は様々です。まさに、その個人にとって最も適切な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大限にする環境のもと、教育が行われるように望みます。

### ■就学について

盲ろう児に対して適切な就学相談と就学決定がなされるよう、国からの支援を求めます。盲ろう児が就学先を決めるにあたり、その障害の希少性や独自性ゆえに教育相談を受けてくださる専門機関がほとんどなく、保護者は手探りで我が子に適した教育の場を探し求めます。

聴覚特別支援学校(ろう学校)においては視覚障害への配慮が難しいと言われ、視覚特別支援学校(盲学校)においては聴覚障害への支援体制がない、知的障害や肢体不自由を主とする特別支援学校(養護学校)においては、視覚や聴覚への支援は難しいと難色を示されるなど、就学先が決定するまでには幾多の困難があることが通例です。そして、各自治体・学校によっても対応がまちまちで、相談の段階で、「身辺自立していなければ、聴覚特別支援学校への就学は難しい」、「歩けなければ、視覚特別支援学校で受け入れることは難しい」といった対応事例もみられます。全国どの地域に住んでいても、盲ろう児に対して適切な教育が行われる学校、教育環境が確保されるよう要望します。

### ■関係教育機関の連携

盲ろう児の教育的ニーズに見合った支援が適切に行われるよう要望致します。

我が国において、いまだ「盲ろう」が法的に定義されていないために、「盲ろう学校」は存在していません。また、先天性盲ろう児の多くは、盲ろうの他に肢体障害や知的障害などの障害を併せ有する場合が多く、その多様なニーズに適合した専門性の高い教育を受けるためには、在籍校の垣根を越えた支援が不可欠です。盲ろう児に対して特別支援教育コーディネーター等が、在籍校と他障害種特別支援学校及び関係機関との連携を図り、必要に応じて県外特別支援学校など枠組みにとらわれない教育機関と連携しながら、盲ろう児の教育的ニーズに合った支援が行われるよう要望いたします。

### ■教職員のための研修システム構築

盲ろう障害について、教職員が研修できるシステムをつくってください。

盲ろう児を担当することになった教員は、盲ろうについての知識が乏しいまま手探り状態で子どもと向き合っています。他の特別支援校や盲ろうの専門性を持った機関との連携は勿論ですが、教職員に対して研修出来る機会を確立してください。

日本で唯一の特別支援教育のナショナルセンターである国立特別支援教育総合研究所や各自治体の教育委員会・教育センターにおいて、盲ろう児教育について研修する機会を設けてください。また、大学等における教員養成の段階から、盲ろうについて学ぶことができるカリキュラムの編成について、各大学に検討を要請してください。

### ■冊子「視覚と聴覚の両方に障害のある盲ろうの子どもたちの育ちと学びのために」

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が作成しました「視覚と聴覚の両方に障害のある盲ろうの子どもたちの育ちと学びのために」の盲ろう冊子は、子どもたちとの関わり方、指導のポイントがわかるテキストとなっています。この冊子を教職員の指導書として周知活用を要望します。

### ■教育年限の延長

盲ろう児が教育内容を習得するための合理的配慮として、教育年限の延長を選択できるなどの体制が確立されることを要望します。究極の情報入力障害といわれる盲ろう障害は、健常児ならばごく自然に獲得する言語概念やコミュニケーション手段の獲得を阻み、日常の偶発的学習をする機会などを奪います。全ての学習において盲ろう児は、健常児が理解し習得する時間と比べ、膨大な時間を必要とします。盲ろう児が教育内容を習得するための合理的配慮として、教育年限の延長を選択できるなどの体制が確立されることを要望します。

### ■社会参加に向けて

盲ろう児に対して社会参加を意識した教育を求めます。盲ろう障害は、移動・コミュニケーション・情報摂取に困難がある障害です。その特性から、就労をはじめ社会参加が困難であるという課題に、多くの盲ろう者が直面しています。学校卒業後、盲ろう児は社会の中に障害特性に理解ある居場所を得ることが難しく、教育で育まれた力を十分に発揮できない、さらにはその力が後退するという現状が散見されます。コミュニケーション力向上や自分で出来ることを増やすなど、学校教育において確かな生きる力が育まれれば、盲ろう児は社会の中でより主体的に生きていくことが出来ると考えます。

## 2023 年度予算に対する文部科学省への要望事項

**団体名:NPO法人 全国LD親の会**

**代表者名:理事長 井上育世**

**連絡先:jimukyoku@jpald.net**

特別支援教育がさらに充実し、発達障害のある子ども達も含めたインクルーシブな環境設定や個別最適な学びと協働的な学びの充実について以下のとおり要望いたします。

## ＜重点要望事項＞

### 1. ICT 活用による個別最適な学びの保障

- ・GIGA スクール構想において、読み書き障害のある発達障害の子どもに対し、通常学級においても子どもの特性に応じ、読み上げ機能等を積極的に活用すること

### 2. 共生社会に向けて、障害への理解啓発と適切な指導の推進

- ・すべての教員に対し、障害理解・子どもの人権・共生社会の理念についての研修を実施すること

### 3. 家庭と教育と福祉の連携「トライアングルプロジェクト」の推進

- ・相談窓口を充実させ、学校との関係がこじれた場合の調整を担う第三者機関を設置すること

## ＜その他の要望事項＞

### 1. 通常の学級における学級規模を小さくして指導の充実を促進すること

- ・クラス数の増加のために十分な教職員数を確保すること
- ・教室における児童生徒の間隔の確保は、教員と生徒・生徒どうしの情報伝達も疎になりがちであることから、支援員を配置し、児童生徒の学びを確かなものにする

### 2. 合理的配慮を確保しつつ、インクルーシブ教育システムの充実の推進を図ること

- ・すべての教職員に対し、特別支援教育および合理的配慮についての理解を促進すること
- ・特別支援教育実施の責任者である校長がリーダーシップを発揮して、的確な合理的配慮を推進していく校内体制を整備すること
- ・在籍校で通級指導が受けられる体制を拡充すること。（自校内通級・巡回指導・リモート指導）
- ・幼児期・小学校から大学までライフステージを通した切れ目のない支援システムの構築を推進すること
- ・切れ目のない支援のため、学齢期に発達検査等を活用し個々の特性を把握すること

### 3. 切れ目のない支援体制整備の一層の推進と指導の充実をはかること

- ・個別の教育支援計画・個別の指導計画の活用・丁寧な引継ぎ・保護者との共有を一層、推進すること
- ・教員の負荷軽減のため、AI 等のデジタル技術を利用し、支援計画の実績評価の蓄積データを活用し、計画作成の支援ができるシステムを構築すること
- ・就労の際にも、就労支援事業所および就労先へ個別の教育支援計画の開示・移行を促進すること

### 4. GIGA スクール構想による ICT 機器の整備を進め、誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを確立すること

- ・ICT 機器を取り入れた学齢に応じた有効な指導方法を確立すること
- ・学習上の困難を軽減するための、支援機器等教材の開発を促進すること
- ・教科書デジタルデータの活用・音声教材等の普及を促進すること
- ・教育に関する ICT の活用についての専門家チームを組織し、各教育現場での個別のニーズに対応していくこと
- ・すべての教員に対し、ICT 機器についての技術の研修をおこなうこと
- ・一人一人の学び方に応じて、学校での学習と家庭学習を連動させた ICT 機器の活用を図っていくこと
- ・特別支援教育教材振興予算(学校配分予算)を新設すること
- ・ユニバーサルデザインとして、児童生徒全体に対しても有効な教材となるよう活用すること
- ・特別支援教育に関する個別の教育支援計画をはじめとする個人情報のデジタル化を促進し、関係機関と的確に管理・共有できるシステムを開発すること

### 5. キャリア教育は本人の特性を考慮し、適切な指導を行うこと

- ・進学コースを選択した生徒にも、学力以外のキャリアに必要な社会適応力についての情報提供、適切な指導を行い、求職時に初めて適性を欠くことを気づくことの無いようにすること

## 6. 発達障害の特性に応じた緊急時の支援対策を整備・周知すること

- ・発達障害の特性にあわせた対応方法、留意点等をまとめたマニュアルを整備し、周知を図ること
- ・緊急時でも連携して対応できる「トライアングルプロジェクト」を構築すること

### 令和5年度 文部科学省への予算要望事項

一般社団法人 日本自閉症協会

会長 市川 宏伸

1. 高等学校における通級設置を加速させてください。
2. 特別支援学校における強度行動障害のある児童生徒数の調査を行い、対応策を検討してください。
3. 自閉症を含む発達障害児と生徒の理解や対応力において、先生の「当たり外れ」を少なくしてください。  
(対象は、特別支援教育だけでなく、通常の学校も、また、幼稚園から高校までの先生)
4. とくに、通常級の先生の自閉症を含む発達障害生徒に対する理解と対応力および指導力を強化してください。
5. 教育と福祉の連携のための e-learning の履修を促進してください。
6. 個々の生徒の支援や指導において、その生徒の福祉サービスを行っている支援者、及び保護者との 実際の・実質的な連携を推進し、一貫性を確保してください。

\*自閉スペクトラム症を自閉症と略記しました。

令和4年(2022年)6月吉日

文部科学省初等中等教育局

特別支援教育課長

山田 泰造 様

(一社) 全国手をつなぐ育成会連合会

## 令和5年度特別支援教育関係予算編成等への重点要望事項

日ごろより、特別支援教育の推進につきましてご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

私たち（一社）全国手をつなぐ育成会連合会（以下「本会」という。）は、知的障害のある本人と家族の会として、知的障害のある人たちが地域において障害の状況にかかわらず、ライフステージに応じた適切な支援のもとに、安心して豊かな暮らしが実現できることを願っています。

知的障害をはじめとする障害のある児童生徒の自立と社会参加に向けた十分な教育環境の整備と、切れ目のない支援体制を構築し、特別支援教育の一層の推進に向け、次の事項について重点的な対応をお願い申し上げます。

### 1 幼児・児童生徒の障害の重度・重複化、多様化に対応した教育の充実

教育場面における取組みを通じた共生社会の実現に向けて、インクルーシブ教育システムの着実な構築と、基礎的な環境整備をお願い申し上げます。

特に、地域における特別支援教育等に関する乳幼児期からの早期相談支援体制整備（早期発達支援コーディネーターの特別支援学校等配置）の推進については着実に推進していただいておりますが、残念ながら地域の障害児通所支援事業、とりわけ児童発達支援センターとの連携が十分とはいえない状況にあります。特別支援教育を必要とする子どもの多くは障害児通所支援事業を利用しておりますので、連携の強化をお願い申し上げます。

また、児童生徒の意思決定支援を重視し、個別の指導計画の作成を通じて一人ひとりの教育的ニーズを示した個別の教育方針を明確にするとともに、個別の指導計画が活かされるよう、教育場面における合理的配慮の提供につながる基礎的な環境整備（教員の資質向上、教育環境の整備、社会的理解啓発など）を推進してください。

他方、近年は常時の医療的ケアを必要とする子どもや行動面で配慮を要することもが着実に増加しており、障害状況が重度・重複化、あるいは多様化しています。こうした状況に対応した特別支援学校、特別支援学級などにおける教育を充実させてください。

## 2 切れ目ない支援体制の整備充実

本会は知的障害者のライフステージに応じた切れ目のない支援が重要と考えており、児童期においても乳幼児期から学校卒業後まで、教育・福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を求めます。

「個別の教育支援計画」の作成が義務化され、子ども一人ひとりの指導計画に反映されるようになったことにより、特性・発達に応じた個別の教育支援計画が充実するものと大いに期待しております。そのためにも、個別の指導計画、個別の教育指導計画が本人・保護者の意思や意見、希望などを反映した形で正しく作成され、十分に活用されるよう、改めて教育現場への周知徹底をお願い申し上げます。

障害児支援の根拠法が児童福祉法となり、支援の主体も児童相談所から区市町村へ移管されて10年が経過します。しかし、現状でも障害児の相談支援体制が十分に構築されていない地域、必要なサービス提供の基盤整備が進んでいない地域が散見されています。個別の指導計画を作成する際には、家庭状況も含めたアセスメントを行い、児童生徒に必要な支援を「地域全体で整備していく」という、いわゆる「トライアングル・プロジェクト」の考え方に基づくことが重要であることを繰り返し強調してください。特に、学校と障害児通所支援事業所との連携に関する好事例（たとえば、個別の教育支援計画を障害児相談支援事業所や放課後等デイサービス事業所を交えて作成している例）を多くの自治体へ波及させるよう、好事例集や連携マニュアル等を用いて十分に情報提供してください。

## 3 学校における医療的ケア実施体制の構築

医療技術の進歩に伴う、いわゆる「医療的ケア児」の増加を踏まえ、学校内（送迎を含む）における高度な医療的ケアに対応するため、医師や看護職員と連携した校内支援体制の構築や医療的ケア実施支援資料等を広く普及させ、地域の実状に応じた支援体制の充実を図ってください。

特に看護職員については、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」において学校における適切な支援を行う責務が明示されたことも踏まえると、生徒数に応じ

た定数化が必要と考えます。各校最低2名以上とし、そのバックアップ体制が行える財源措置を求めます。

#### 4 発達障害・行動障害に関する指導担当教員専門性の充実

発達障害・行動障害のある子どもが安心して教育を受けることができる体制について、特に特別支援学校に強度行動障害の状態にある児童生徒にも対応可能な専門性を有する教職員を育成、配置するとともに、特別支援学級担任の資質向上を図ることを視野に入れた財源の措置をお願い申し上げます。

特に非常に重い行動上の障害（いわゆる強度行動障害）のある人への支援が、全国各地で大きな課題となっています。強度行動障害は、多くの研究から生来のものではなく、主に児童期の生活環境、教育環境が本人の特性に合っていないことが発現、悪化の主要因になっているとされています。

つきましては、トライアングル・プロジェクトの基本的な考え方にに基づき、「家庭・教育・福祉の連携」により強度行動障害の予防や悪化防止を推進するよう求めます。具体的には、特別支援教育教員養成課程に強度行動障害について学ぶ授業を盛り込むほか、教員免許更新研修にも取り入れてください。可能であれば、すでに長野県などで実践が進んでおりますが、厚生労働省が定める「強度行動障害支援者養成研修」の受講を推奨することにつきましても、検討をお願い申し上げます。

#### 5 特別支援教育に関する教職員などの資質向上

特別支援教育に関する教職員などの資質向上に向け、次の各点について対応をお願いいたします。

- (1) 知的障害分野における特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有者の割合が85%を超え、90%に迫りつつあります。一方、特別支援学校教諭等免許状取得者については地域格差があるとの報告が本会にも寄せられています。まずは、最新の状況を把握するとともに、改善の見られない都道府県教育委員会に対しては具体的な配置目標等掲げるなどして、格差解消に取り組んでください。

- (2) 今後、免許状の取得だけでなく、認定心理士や学校心理士などの資格取得や専門的な支援技法の習得を奨励してください。また、資格取得者への待遇面について配慮してください。その際には、特別支援学校だけでなく、特別支援学級教員の資質向上が重要です。
- (3) 特に、知的・発達障害のある児童生徒への合理的配慮については、ソフト面での対応も十分に可能なことから迅速な対応も期待できる反面、適切なアセスメントによる「困りごとの明確化」が不可欠です。換言すれば、知的・発達障害のある児童生徒への合理的配慮はアセスメントを含む概念であるということを教育現場へ周知徹底すると共に、適切なアセスメントを実施できる教員の専門性の向上を求めます。
- (4) 適切な就学先を決定するためには、就学相談の早期の開始、ならびに障害のある児童・生徒のアセスメントを行える就学相談員の専門性と人員体制の確保が必要です。そのための財源措置を求めます。

## **6 本人・保護者の意向を十分に踏まえた学校・学級選択の徹底**

障害者基本法、学校教育法施行規則の改正により、小学校入学段階からの学校・学級選択は、修学支援委員会において障害児本人や保護者の意向を十分に踏まえ、最終的に教育委員会が決定することになっています。しかしながら、一部地域では実質的に教育委員会の主導により学校選択されているとの声が本会にも寄せられています。全国どこでも障害者基本法、学校教育法施行規則の考え方に沿った適切な判断のもと、学校・学級選択ができるよう求めます。

## **7 学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解（心のバリアフリー）の推進**

国民の障害者に対する理解・啓発には、幼少期からの教育が重要です。教育場面において「障害」について当たり前に学ぶ環境設定を強化するために、交流及び共同学習をさらに推進してください。ただし、その際には障害児自身の学びが保障されることが大前提となります。交流及び共同学習の推進に際しては、教育支援員などによる障害児への個別サ

ポートを必須としてください。

また、教職員が障害者権利条約、障害者差別解消法の合理的配慮、インクルーシブ教育システムにおける障害理解・啓発についてのさらなる促進などについての必要性が学べるよう、全ての教職員に向けて、教員養成課程のみならず、現任者も含めた研修機会を設けてください。

本会においても、知的・発達障害の困りごとなどを親しみやすく啓発する活動（啓発キャラバン隊）を展開しています。市民向けの内容となっているため、たとえば教員も含めた地域向けの公開講座で活用いただけます。

## **8 教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進**

I C T、I O TなどのI T関連の進化により、知的・発達障害や視覚障害のある児童生徒が拡大教科書や音声教材、さらにはタブレット端末機器などを活用する機会が増えてきました。教育分野でも教科書デジタルデータの促進にあたっては、児童生徒の障害特性を踏まえた教材の活用に関するアセスメント等について実践に基づいた展開となるよう求めます。

特に、近年はいわゆる「児童生徒1人1台タブレット」の実現を見据えた施策パッケージも提示される中で、知的・発達障害のある児童生徒の特性を踏まえた各種電子機器が導入されることを求めます。あわせて、教職員のI C T機器に関する研修も重要と考えます。

## **9 障害者虐待防止への対応**

学校における障害者虐待の防止については、障害者虐待防止法第29条において学校長に対して虐待防止措置を講じることが規定されています。しかし、残念ながら教職員による障害のある児童生徒への虐待事案が数多く報道されている状況ですので、教育委員会を通して、教職員を対象に虐待防止法についての研修を実施し、教育現場における児童生徒に対する虐待防止に向けた取組みを完全実施してください。その際、軽微な「体罰や不適切な指導」も含め事例として紹介し、改善に向けてのプロセスを公表するなどして、現場での努力を保護者など一般市民に見える形で示してください。

また、障害者虐待防止法第29条の虐待防止措置については、その具体策を積極的に外部公表することが一定の抑止効果が期待できるだけでなく、仮に虐待事案が発生してしまった際の検証に有用です。そこで、まずは障害児のみが在籍する特別支援学校について、法第29条の虐待防止措置に関する具体策の策定を学校運営協議会などにおける審議事項として例示するとともに、策定後は公表するように義務付けてください。

## 10 高等部・高等教育段階における特別支援教育の推進

特別支援学校高等部および高等教育段階における特別支援教育の推進について、次の各点を推進してください。

- (1) 特別支援学校高等部卒業後の社会参加に向けて、就労希望者には本人の特性に合った就労先が選択できるよう、特別支援学校高等部における職業教育の充実を図り、就労する基礎的能力を高め、就職率の向上を図ってください。また、学校での発達障害や中軽度知的障害児の就労能力の向上のための支援や取組みを充実し、就労の可能性を広げることが重要です。就職率向上のためにも、キャリア教育・職業教育の充実、職業科の増設、専門性のある専任教職員の配置をお願い申し上げます。
- (2) 知的障害部門においても、特別支援学校高等部卒業後の各種専攻科を設置すべきとの意見も聞かれています。専攻科設置の必要性について検討してください。
- (3) 卒業後の多様な進路先として、学びの場を拡大する方向も重要と考えます。まずは、上記のとおり特別支援学校高等部の教育課程に各種専攻科を設置するなど多様化を検討してください。

また、知的障害が軽度または伴わない発達障害児については、普通高校における教育を受けられるよう、高校入試や授業等における合理的配慮の取り組みの促進に向けて、教育委員会等への啓発や支援対策を講じてください。

- (4) 国立大学においては、知的障害者が学ぶことができる学部学科の新設、私学の既存校においても受入れの選択肢を増やすなどして、多様な学びの場を保障してください。
- (5) 高等学校における通級指導の制度化については、実現に向けてご尽力を賜り厚くお

礼申し上げます。今後は、少なくとも全国の国公立高校において通級指導が実現できるように、引き続き取組みの推進をお願い申し上げます。また、高等教育段階においては、生徒の学業の成績・点数・偏差値だけに着目するのではなく、生徒の生活面にも目を向け、発達障害者の特性理解に基づいて、たとえば「発達障害支援者研修」を参考に教育や支援を実践されるよう、お願い申し上げます。

## 1 1 生涯学習の充実

障害者の多様な学びの場、あるいは生涯教育の充実・展開が、ライフステージに応じた潤いとなるよう、生涯にわたる障害者学習支援の充実を求めます。

貴省生涯学習支援室において取りまとめた「障害者の生涯学習の推進方策について」においては、

- ① 学校卒業後における障害者の学びの支援
- ② 生涯を通じた多様な学習活動の充実
- ③ 「学習関係」「スポーツ・文化関係」「幅の広い体験や学び関係」

を柱に、誰もが障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を目指す内容となっています。

つきましては、報告書の内容が多く教育現場から福祉現場などへ発信され、地域内で連携していくことができるよう、まずは区市町村の教育委員会において理解が進み、文化的・芸術的な面での教育の充実とスポーツ分野の充実が実践されるよう取り組むよう、お願い申し上げます。本会としては、2020 オリンピック・パラリンピック開催後の「レガシー」を意識して、特に知的障害者の文化芸術活動とスポーツの振興を期待しています。

障害者文化芸術活動推進法では、第15条で文化芸術活動を通じた交流の促進として、小学校等を訪問して行う障害者の文化芸術活動の支援、特別支援学校と他学校の相互交流の場の提供等が明記されています。この法律を推進力として生涯学習の充実が図られるよう求めます。

## 1 2 特別支援学校・特別支援学級・通級指導の対象見直し

現在、特別支援学校の対象障害は「視覚・聴覚・知的・肢体不自由・病弱」となっており、発達障害を含む精神障害が対象となっておりません。特別支援学級の対象障害は「弱視・難聴・言語障害・知的・肢体不自由・病弱・自閉症・情緒障害」となっていますが、通級指導の対象障害は「弱視・難聴・言語障害・自閉症・情緒障害・学習障害・注意欠陥多動性障害・その他障害」となっており、通級指導には知的障害と肢体不自由が明示されていません。実際には各地域の教育委員会が実情に応じた調整をいただいているものと理解しておりますが、国においても学校教育法施行規則などの見直しについて検討していただきますよう、お願い申し上げます。

なお、現在厚生労働省の研究事業において療育手帳（愛の手帳）の判定基準に関する研究が進められており、その内容についてもご留意くださいますよう、あわせてよろしくお願い申し上げます。

以 上

（一社）全国手をつなぐ育成会連合会 東京事務所 担当：又村（またむら）

〒160-0023

東京都新宿区西新宿7-17-6 第三和幸ビル2F-C

電 話：03-5358-9274

2022年6月22日

**2023年度学校教育における「てんかん」への正しい理解と指導の実現に向けた要望書**

**公益社団法人 日本てんかん協会(波の会)  
会 長 梅本 里美**

## 1. てんかんのある児童生徒が、安心して学習できる教育環境を整備してください。

- 1). 2011年の事故報道以降、てんかんのある児童生徒への、水泳指導、宿泊研修、理科や家庭科の実習等への不当な行動制限等が全国から報告されました。改めて、個人の学習計画に基づき差別を助長しない適切な指導を行ってください。
- 2). てんかん発作や薬の副作用から生じる症状だけから、さまざまな制限が児童生徒および保護者などに強要されないように、十分なる生活指導指針を設けてください。
- 3). 教員への基本的な研修を行った後で、学校で判断ができる、坐薬挿入、頓用薬服用、口腔内粘膜投与剤の使用についてのガイドラインを緊急時に限らず設けてください。
- 4). 発作が消失し服薬だけを継続している児童生徒には、必要以上の介護や行動制限をしないでください。また、児童生徒に対する「くすり」の正しい知識の普及をカリキュラム化してください。
- 5). 保健体育の時間に、病気や障害の理解を深めるためのカリキュラムを導入してください。学校教育に、偏見助長の予防効果があることは、世界的に実証されています。
- 6). スキューバダイビングなど生涯教育の現場において、病名だけで入校、実習、免許取得等に制限が生じないよう指導を行ってください。

## 2. てんかんの特性を十分に理解した教育を進めてください。

- 1). ADHD（注意欠陥多動性障害）・LD（学習障害）・てんかん（特に欠神発作）のある児童生徒について、対応区分が明確となる指導指針を設けてください。
- 2). てんかんのあるADHD児への、具体的な支援計画を策定してください。
- 3). 教員養成課程、特別支援教育研修、教員免許更新研修などさまざまな教員研修の機会に、てんかんに関するカリキュラム（基本的な項目）を加味してください。
- 4). 特別支援教育コーディネーター養成校のカリキュラムに、てんかんの内容を含めてください。
- 5). 本協会が啓発用・初心者向けテキストとして作成している「はじめてのてんかんテキスト」「教師のためのてんかんQ&A」などを提供しますので、教員向けの副読本として全国の小中学校および高校に配布し、教員に対するてんかんの基本的で正しい知識の指導・普及を推進してください。
- 6). 担当教員、養護教員、コーディネーターなどの研修の場として、本協会が毎年実施している「てんかん基礎講座」を推奨するなど、より正しい知識の習得を促進してください。

令和4年6月27日

## 令和5年度文部科学省予算編成に関する要望書

一般社団法人日本筋ジストロフィー協会  
代表理事 竹田 保

新型コロナウイルス感染症への対応も長きに渡っています。そのような中でも学校職員や文部科学省職員の方々が職務を全うされていることに感謝申し上げます。当会としては、コロナ禍及びその後の社会において、筋ジストロフィー患者が十分な教育を受けられるよう、下記のとおり要望いたします。また、会員からの聞き取りで生徒に対する差別や教職員からの虐待とも言える発言がありました。全ての要望に先立ちこれらの問題が起きないように学校関係者に再発防止の徹底をお願いいたします。

## 1. 学校教育における差別や虐待の防止

### (1) 心のバリアフリーに関する教育の強化

筋ジストロフィーのように幼児期に発症することが多い疾患では、小・中・高等学校において、障害を理由に教職員から暴言、体罰や児童生徒からいじめを受ける事例が後を絶たない。すべての児童生徒に対しては、社会モデルの考え方や心のバリアフリーに関する教育を強化していただくとともに、教員や学校関係者に対しては、筋ジストロフィーの児童生徒が適切な教育・指導を受けられるよう、教員養成課程の見直しや研修等の強化をしていただきたい。

### (2) 専門職員の配置と教育

#### ① 学校職員・介護員

学校職員や介護員が不足しており、身体障害のある筋ジストロフィーの児童生徒が十分な教育を受けられない事例が未だにあるため、必要な学校職員や介護員を配置できるよう予算措置の強化をお願いしたい。

#### ② 特別支援教育の知見やノウハウの共有

小・中・高等学校に通う筋ジストロフィーの児童生徒が、それぞれの障害の状況に応じた十分な教育を受けられるよう、特別支援学校・学級で蓄積されている知見やノウハウを小・中・高等学校に共有し、活用していただきたい。

### (3) バリアフリー設備・環境の整備

学校施設は災害時に障害のある高齢者等の避難所にもなるため、在籍する児童生徒のためだけでなく、高齢者等も安心して避難できるようなユニバーサルな避難所として、学校施設に大型の電動車椅子も使用可能な障害者用トイレやエレベーター及び人工呼吸器等のための為の非常用電源（バッテリー電源）を設置するなど、バリアフリー設備・環境を整備できるよう予算措置の強化をお願いしたい。

## 2. 児童・生徒の状況に適した就学先の選択

筋ジストロフィーは、様々な病型があり、症状の出方や進行に個人差が大きい疾患であるため、環境設備や人員配置の面で制限を受けることなく、筋ジストロフィーの児童生徒それぞれの希望や状況に応じた就学先を選択できるように十分な予算措置をお願いしたい。また、学区外のバリアフリー化が進んでいる学校への通学が認められない旧国立療養所に隣接する特別支援学校への就学要件に入所が規定されているなど、未だに本人が望まない就学などを強いられています。あらためて教育委員会や学校関係者へ障害者差別解消法や障害者権利条約等に基づく対応を徹底するよう周知いただくとともに、本人が望む就学先を選択できるよう取り組んでいただきたい。

## 3. 特別支援教育における対応

### (1) 医療的ケア児支援法の遵守

重度の筋ジストロフィーの児童生徒は、排痰・嚥下機能が早くから低下し、日常的に呼吸管理や喀痰吸引等の医療的ケアが必須である。医療的ケア児支援法の趣旨に則って、保護者の付き添いがなくても、

医療的ケア児が「全国どこでも」「安心して」教育を受けられるよう、必要な看護師等や介護福祉士等その他の医療的ケアを行える者を十分に配置いただきたい。

## (2) ICT 機器を利用した教育の推進

### ①教材の研究と展開

コロナ禍において、ICT を利用したオンライン学習が推進されているが、肢体不自由のある筋ジストロフィーの児童生徒やその教員にも、わかりやすく使いやすいオンライン教材の研究開発とその全国展開を行っていただきたい。また、デジタル教科書や教材については肢体不自由のある筋ジストロフィーの児童生徒も使いやすい配慮をお願いしたい。

### ②ICT 機器の活用

筋ジストロフィーの児童生徒一人ひとりの身体の残存機能を最大限に活用できるよう、パソコン、タブレット端末、音声入力や視線入力システム等の様々な ICT 機器を症状の進行を見越して導入していただきたい。

## (3) 交流及び共同学習等の強化

少人数の特別支援学校・学級は、コロナ禍で特に閉鎖的になっているため、普通学校・学級との交流及び共同学習や、学校の枠を超えた地域との交流の機会を増やし、筋ジストロフィーの児童生徒の社会性の醸成と社会進出に努めていただきたい。

## (4) 緊急時の対応強化

学校内だけでなく、スクールバス内や校外学習等における緊急時の対応強化をお願いしたい。命を守ることを最優先とするよう、人員の配置、マニュアルの整備・内容の再確認、関係者への教育徹底、及び対応訓練の実施をお願いしたい。

## 4. 高等教育における対応

### (1) 学内での支援体制の整備

大学等の高等教育機関において、筋ジストロフィーの学生が修学できるよう、障害者差別解消法に規定される合理的配慮の義務を各大学等に徹底するよう周知いただくとともに、授業や課外授業・活動だけでなく、授業を受ける上で必須である通学や学内での食事やトイレ等の介助についても教育に関する事項として位置づけ、支援体制や環境整備の強化をお願いしたい。

### (2) 医療的ケア児支援法の高等教育等への適用

医療的ケア児支援法は高等学校等までに在籍する医療的ケア児を対象としているが、大学や専門学校等の高等教育機関や職業訓練校等の学生などにも同法を適用していただきたい。

### (3) コロナ禍後を見据えた支援者の育成

大学等においては、筋ジストロフィー等の障害のある学生を支援するための人材・ボランティア等の養成を長年継続していたところもあるが、コロナ禍の中断により人材が失われている。これらの大事な社会的資源が衰退しないように働きかけをお願いしたい。

#### (4) 重度障害者の修学に積極的な大学等へのインセンティブ創設

教職員の工夫や独自の予算措置により、筋ジストロフィー等の重度障害のある学生の修学を支援している大学等が複数あるが、こうした取り組みにインセンティブを設けることで、さらなる支援体制の拡充や、他の大学等への取り組みの展開に繋げていただきたい。

#### 5. 通学手段の整備と支援

誰もが学校に通学できるために、小・中・高等学校や特別支援学校のスクールバス整備について教育委員会や学校を指導いただきたい。また、厚生労働省とも協議の上、介護員の通年かつ通期の通学支援を実現していただきたい。

#### 6. 生涯学習機会の確保・整備

筋ジストロフィー患者が心身ともに健康に生きていくためには、生涯にわたり学び続けることが重要であるが、特別支援学校等の卒業とともに学びの機会が断たれる現状がある。卒業後は、学校で身に付けた能力を維持・伸長できるよう、生涯学習の機会を十分に確保できる環境整備をお願いしたい。また、肢体不自由や寝たきりの筋ジストロフィー患者が、読書やパソコンを用いた学習活動を行う際には、ICT機器の使用が必須であるため、就学期間中にICT機器操作を習得するための支援強化をお願いしたい。

## 2023年度予算に対する重点要求項目

一般社団法人全国心臓病の子どもを守る会

### 文部科学省 子ども一人一人の実態に応じた適切な教育の場の保障を

- (1) 新型コロナウイルスの感染不安から、心臓病など基礎疾患のある病児は登校ができなくなっています。オンライン授業は国の政策として進めていると認識していますが、オンライン授業の対象者が多くなったという理由で双方向のオンライン授業が廃止されたケース、接続テストはやったものの実際のオンライン授業ができていないケース、配布された端末の充電が学校でしかできないケースなど、自治体、学校により問題のある事例が報告されています。感染不安があるなかで、病児にとってオンライン授業は学びの保障となります。  
ICTを活用した教育の推進を各自治体へ徹底し、地域による格差が生じないようにしてください。
- (2) 小中学校などの病児療養児の双方向オンライン授業は、指導要録上、「出席扱い」できることになっています。しかし「新型コロナウイルス衛生管理マニュアル」では、基礎疾患のある子どもが登校できない場合は「出席停止」とするとなっており、双方向のオンライン授業を受けた場合も「出席停止」とされてしまっています。新型コロナウイルス感染症により重症化する可能性のある病児が登校できない場合で双方向のオンライン授業を受けた日は、指導要録上、「出席扱い」としてください。
- (3) 就学にあたって、病児の保護者は病気についての主治医からの意見や日常生活で希望する合理的配慮を学校に伝えるようにしています。しかし学校側が保護者の意見を聞かない事例、情報が引き継がれない事例が散見されます。

保護者、教育委員会、学校が十分な話し合いを行い、病気の状態と病児本人と保護者の希望を理解したうえで、子どもにとっての最適な選択という観点から、就学先を決定してください。また就学後の状態の変化等により、病児の通学先を特別支援学級から通常学級へなど変更を希望する場合がありますが、柔軟に対応してください。

- (4) 親の付き添いは、文部科学省の「小学校等における医療的ケア実施支援資料」でも、「保護者に付き添いの協力を得ることについては、本人の自立を促す観点からも、真に必要と考えられる場合に限るよう努めるべきである」とされています。通学や学校生活のなかで、親の付き添いを求められるケースがいまだにあります。

自治体や学校による理解や認識の差を解消するために付き添いに対する考えを全体に徹底してください。

- (5) 小中学校において病児への配慮が十分行き届くようにするため、1学級あたりの児童生徒数を20人程度で編成できるようにしてください。また、文部科学省が薦めている「学校における働き方改革に関する取り組み」による教師の役割分担の適正化と業務の担い手の外部への移行が、病児の生活の安心・安全への配慮が疎かにならないようにしてください。

- (6) 訪問看護からの派遣により看護師を配置するケースで、派遣される看護師が変わり、病児が慣れないことがありました。派遣や会計年度任用される看護師が安定して就業できるよう、学校で看護師の受入態勢と役割分担が整備されるようにすることが必要です。

在宅酸素療法など医療的配慮が必要な心臓病児が、近くの小中学校に通学できるよう、看護師の配置を進めてください。また、教室内の医療的ケア措置だけでなく、医療従事者としての日常生活の指導、医療的ケア児のへの理解促進、病児の行事への同行など、看護師が柔軟に対応できるようにしてください。

- (7) 病弱・身体虚弱の特別支援学級の小中学校への設置数は、地域により大きな差があります。一人でも対象になる病児がいれば、病弱・身体虚弱の特別支援学級が設置できることを各自治体・学校に周知してください。また、高等教育において、公立の普通高校等にも支援学級を設置できるようにしてください。

- (8) アレルギー疾患の児童と同様に心臓病児が提出する学校生活管理指導表については保険適用としてください。早急にそのための協議を厚生労働省と行ってください。

令和4年6月20日

## 令和5年度文部科学省への国家予算編成に関する要望書

NPO 法人全国ことばを育む会  
理事長 今岡 克己

- 1 インクルーシブ教育システム構築のため、特別支援教育の推進を図るうえで、つぎの人的諸条件の整備を要望します。

(1) 特別支援教育の充実に向け、計画的な教員の定数化措置をお願いいたします。第193通常国会で採択された「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき、通級指導教室への教員配置を「教員定数法」にそって早期に整備し、「通級による指導」に必要なだけの教員の配置をこの二、三年で達成するようお願いいたします。とくに中学校への通級指導教室の設置を小学校設置と同様の規模に早期に拡大してください。高等学校においても、通級指導が可能となったことから、切れ目のない、必要に応じた適切な支援が受けられるよう「通級による指導」の拡充をはかるようお願いいたします。また定数化決定から今年で5年となりますが、現在の進捗状況を何らかの形で教えていただけないでしょうか？

- (2) 通級指導教室への教員配置が、臨時採用教員や講師で充てられている地域や学校を早期に解消し、経験豊富な人材を充ててください。本会が各都道府県の親の会に実施したアンケート結果によれば別紙のように、小学生、中学生、高校生 共に、通級児童は増加傾向で、逆に通級指導教室数、教員の不足を訴えています。
  - (3) 通級指導教室、特別支援学級への教員確保と専門性向上のために、教員の研修予算を増額し、長期、短期の研修機会を増やすよう図ってください。アンケート結果でも担当教諭の専門性不足を訴えています。
  - (4) 小学校、中学校、高等学校への特別支援教育支援員配置を充実するようお願いします。
  - (5) 地方で顕在化している特別支援学級での「児童・生徒一人、先生一人」の状況を改善し、複数の子ども達の学級編成で共に学び合える状態を早期に実現してください。
  - (6) 特別支援学校、小学校、中学校、高等学校へPT, OT, ST等の巡回指導を実施するよう図ってください。
  - (7) 特別支援学校への看護師配置について財源措置をお願いします。
  - (8) 小学校から中学校へ進学時の支援の引継ぎが適正に行われるよう切れ目のない支援の体制づくりをお願いします。個別指導計画の有効な活用も併せてお願いします。
- 2 児童生徒の障害の重度化、重複化、多様化に対応した教育の充実を要望します。
    - (1) 教育内容・教育方法の改善と充実、教育環境の整備をお願いします。
    - (2) 担当者の専門性向上のために、研修を充実する予算措置をお願いします。
  - 3 発達障がいのある児童生徒に対する教育的対応、合理的配慮の充実を要望します。
  - 4 言語障がい、聴覚障がい、発達障がいに対しての、児童、生徒への正しい理解の推進のための啓発

活動をお願いします。特に発達障がいについては当事者周辺や時には保護者や教師までもの理解不足から不幸な事態になってしまう事例が見受けられます。

- ・尚 上記要望については、これら支援を受けた園児・児童が将来しっかりと自立（自律）し、納税者となるための投資とご理解いただきたいと思えます。

(別紙)

全国ことばを育む会 各県親の会アンケート調査結果

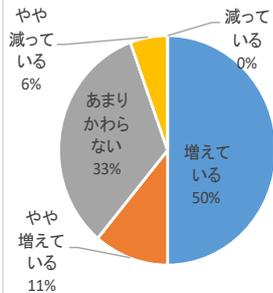
2022年6月20日

NPO法人全国ことばを育む会  
理事長 今岡 克己

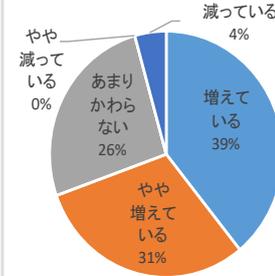
1、通級指導教室 通級児童数について

1) 通級児の状況

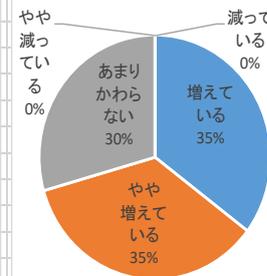
① 幼児の数



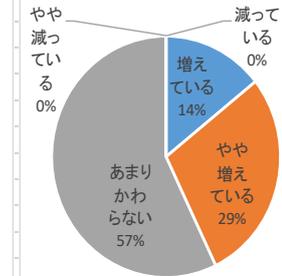
② 小学生の数



③ 中学生の数



④ 高校生の数



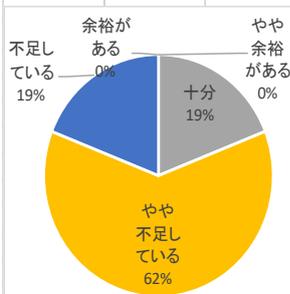
【会員からの声】

- ・通級指導教室の設置が進むにつれて、今までであれば見落とされていた児童の通級が増加している。
- ・近年 中学生の通級が、特に顕著に増加している。
- ・年々通級待機児童が増え、一人当たりの学習時間も減ってしまっている。
- ・高校通級については、各県の一部で実施されているが、ニーズは多い。今後、実施する高校が増えるように法的な整備を進めていただきたい。
- ・通級指導教室の認知度が上がってきているので、希望する園児、児童が増加し待機園児、待機児童が発生している。

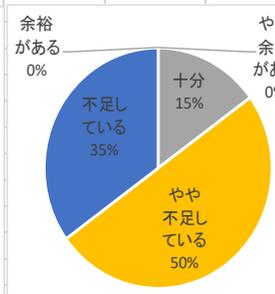
2、教室の設置や教員、指導員の状況について

1) 小学生以上の通級指導教室設置状況

① 通級者、希望者に対し教室数は

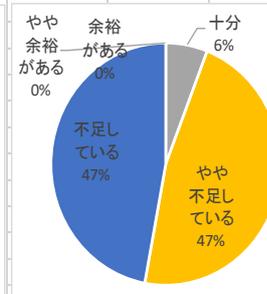


② 通級者、希望者に対し教員数は

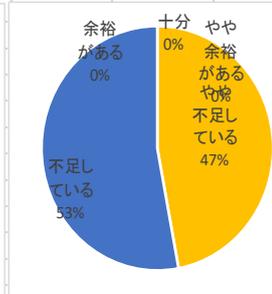


2) 小学生以下(幼児教室)の設置状況

① 通級者、希望者に対し教室数は



② 通級者、希望者に対し指導員数は



【会員からの声】

- ・通級を必要とする子どもの数は増えているにもかかわらず、なかなか教室や教員(指導員)の数が増えない
- ・特別支援教室の経験豊富な教員が定年退職する時期となっており、将来が不安
- ・早期からの支援が重要であるにもかかわらず、幼児の支援教室について、法的な裏付けがない。(市町村任せ)
- ・施設はあるが、正規教職員が不足している。
- ・教員(小学生以上)、指導員(幼児)のスキルが十分でない場合がある。スキルアップのための研修の充実を望む。
- ・教員が頻繁に替わる場合があり、特性のある児童には辛い。特別支援教室の特性上、一般の教員配置(異動)とは異なる制度にできないか?
- ・特別支援学級においては、複数学年への一担任が法的に認められていますが、情報保障や合理的配慮の観点からは理に合ったものではありません。法を見直し、特別支援学級も通常学級と同じような取り扱いとなるよう要望します。
- ・人工内耳や補聴器の購入費助成制度も自治体によって格差があります。全国共通での高いレベルでの助成制度を要望します。
- ・新生児の聴覚検査が無料化されるのは非常に良いことだが、併せて、結果が出るまでの不安解消、次のステップへ進まないといけないとわかった時に動揺する父母らへのケアにも力を入れていく体制が欲しい。
- ・高校進学する中学生で支援を必要とする生徒は、私立に進学するケースが多い。国は私立高校にも特別支援教育の義務化を。
- ・中学生は思春期でもあり、通級の必要な生徒は多いが、時間的な制約等で他校通級が難しく通級できていないケースがある。中学校の通級指導教室増設が必要。

令和4年度 全国特別支援教育推進連盟加盟団体一覧

	団体名		代表者	郵便番号	事務局所在地	電話 FAX	機関誌	
	メールアドレス							
1	全国特別支援学校長会	会長	市川 裕二	113-0034	文京区湯島1-5-28 ナーベルお茶の水207	03-3812-5022	研究大会要項(年1回) 会報(年1回)	
	info@zentoku.jp	事務局長	野口 幹人			03-3812-5022		
2	全国特別支援学校・通級指導教室設置学校長協会	会長	喜多 好一	151-0053	渋谷区代々木2-23-1 ニユーステイメナー609号室	03-6276-6883	研究紀要(1回) 会報(年3回)	
	sepa@zentokukyo.org	事務局長	堀江 朋子			03-6276-6883		
3	全国盲学校PTA連合会	会長	馬場 与志子	170-0005	豊島区南大塚3-43-11 全国心身障害児福祉財団ビル5階	03-3984-5501	手をつなごう (年1回)	
	zenmoun@ybb.ne.jp	事務局長	座間 幸男			03-3984-5501		
4	全国ろう学校PTA連合会	会長	関 良規	170-0005	豊島区南大塚3-43-11 全国心身障害児福祉財団ビル5階	03-3984-2555	会報(年1回) 指導誌(年1回)	
	zenrop@iaa.itkeeper.ne.jp	事務局長	鈴木 茂樹			03-3984-2555		
5	全国特別支援学校知的障害教育PTA連合会	会長	茨田 一矢	105-0012	港区芝大門1-5-3 ヤマシタ芝大門ビル5階	03-3433-7651	会報(年1回) 全知P連だより (年2回)	
	info@zenchinren.jp	事務局長	吉田 祥子			03-3433-7652		
6	全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会	会長	空岡 和代	170-0005	豊島区南大塚3-43-11 全国心身障害児福祉財団ビル7階	03-6721-5710	会報(年3回)	
	zennsi-p-1210@extra.ocn.ne.jp	事務局長	國保 とも子			03-6721-5711		
7	全国病弱虚弱教育学校PTA連合会	会長	羽田 京子	170-0005	豊島区南大塚3-43-11 全国心身障害児福祉財団ビル5階	03-3984-1313	会報(年1回)	
	zenbyou_pren@yahoo.co.jp	事務局長	南風野 久子			03-3984-1313		
8	一般社団法人 全国国立大学附属学校PTA連合会	会長	大竹 昌士	105-0001	港区虎ノ門1-2-29 虎ノ門産業ビル8階	03-3591-2091	附属だより (年2回)	
	ijimukvoku@zenfuren.org	事務局長	田中 一晃			03-3591-2092		
9	社会福祉法人 日本肢体不自由児協会	理事長	遠藤 浩	173-0037	板橋区小茂根1-1-7	03-5995-4511	はげみ(年6回)	
	ijigvosuishin@nishikyo.or.jp	常務理事	鈴木 健吾			03-5995-4515		
10	社会福祉法人 全国重症心身障害児(者)を守る会	理事長	倉田 清子	154-0005	世田谷区三宿2-30-9	03-3413-6781	両親の集い(年6回)	
	mamorukai@msi.biglobe.ne.jp	事務局長	山本 一郎			03-3413-6919		
11	盲ろうの子とそ家族の会 ふうわ	会長	井本 千香子	162-0042	新宿区早稲田町67番地 早稲田クローバービル3階 全国盲ろう者協会内 ふうわ事務所	03-5287-1140	会報(年2回)	
	mtabata@mud.biglobe.ne.jp	事務局長	田畑 真由美			03-5287-1141		
12	NPO法人 全国LD親の会	理事長	井上 育世	151-0053	渋谷区代々木2-26-5 パロール代々木415	03-6276-8985	かけはし(年2回)	
	ijimukvoku@inald.net	事務局長	増田 知巳			03-6276-8985		
13	一般社団法人 日本自閉症協会	会長	市川 宏伸	104-0044	中央区明石町6-22 築地ニッコンビル6階	03-3545-3380	いとしご(年6回) かがやき(年1回)	
	asi@autism.or.jp	事務局長	樋口 美津子			03-3545-3381		
14	一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会	会長	久保 厚子	160-0023	新宿区西新宿7-17-6 第三和幸ビル2F-C	03-5358-9274	手をつなぐ(月刊)	
	info@zen-iku.jp	事務局長	又村 あおい			03-5358-9275		
15	一般社団法人 全国肢体不自由児者父母の会連合会	会長	清水 誠一	170-0013	豊島区東池袋2-7-3 アルテール池袋709号	03-3971-3666	わ(年2回) いずみ(年2回) 療育のドック(年1回) 全肢連情報(月2回)	
	zenshiren@zenshiren.or.jp	事務局次長	原田 由美子			03-3971-6079		
16 加 盟 団 体	全国病弱・障害児の教育推進連合会		会長	170-0013	豊島区東池袋2-7-3 栢澤ビル7階 一般社団法人全国心臓病の子どもを守る会	03-5958-8070		
			事務局長			下堂前 亨		03-5958-0508
	1	公益社団法人 日本てんかん協会	会長	梅本 里美	170-0005	豊島区南大塚3-43-11 全国心身障害児福祉財団ビル7階	03-3202-5661	波(月刊) 「IE News」(季刊)
		iea@e-nami.or.jp	事務局長	田所 裕二			03-3202-7235	
	2	一般社団法人 日本筋ジストロフィー協会	代表理事	竹田 保	170-0005	豊島区南大塚3-43-11 全国心身障害児福祉財団ビル6階	03-6907-3521	一日も早く(年6回)
		imda_info@ml.imda.or.jp	事務局長	大高 博光			03-6907-3529	
	3	NPO法人 全国ことばを育む会	理事長	今岡 克己	862-0910	熊本市区健軍本町17-13-405 古城 和哉 方	096-297-8918	ことば(年3回) 手引書(不定期)
		npo-hagukumukai5108@waltz.ocn.ne.jp	事務局長	古城 和哉			096-297-8918	
4	一般社団法人 全国心臓病の子どもを守る会	会長	神永 芳子	170-0013	豊島区東池袋2-7-3 栢澤ビル7階	03-5958-8070	心臓をまもる (月刊)	
	mail@heart-mamoru.jp	事務局長	下堂前 亨			03-5958-0508		
	全国特別支援教育推進連盟		理事長	170-0005	豊島区南大塚3-43-11 全国心身障害児福祉財団ビル7階	03-3987-1818	要覧(年1回) 年報(年1回)	
	suishinrenmei@nifty.com		事務局長			朝日 滋也		03-3987-1818